〇昭和六十三年十二月三十日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第 一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

決し、議長は、特別委員を指名した。 樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに 別委員会を設置することに全会一致をもって決し、土地問題及び国土利用に関する対策 題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制 方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特 度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北 査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問 るため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調 右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資す

裁判官訴追委員予備員の選挙

裁判官訴追委員予備員辞任の件

右の件は、水谷力君の辞任を許可することに決した。

備

考

員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、関嘉彦君を指名した。 位の諫山博君を第四順位に、関嘉彦君を第五順位とした。 また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第二順位の海江田鶴造君を第一順位 右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委 第三順位の田辺哲夫君を第二順位に、第四順位の鈴木和美君を第三順位に、第五順

散会 午前十時七分

〇平成元年一月九日 月曜日

開会 午後一時一分

旨報告した。 一昨七日大行天皇崩御につき、議長は、議院を代表して皇居に参入し、御弔問申し上げた

日程第 一 大行天皇崩御につき弔意を表する件

とに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。 き弔詞案起草のため委員二十三名から成る弔詞案起草に関する特別委員会を設置するこ 右の件は、議長発議により、院議をもって弔詞を奉呈することとし、大行天皇崩御につ

休憩 午後一時三分

再開 午後二時三十七分

弔詞案起草に関する特別委員長から報告があった後、特別委員会起草の弔詞案は、全会

致をもって可決された。

八 昭和を平成に改元・七 昭和天皇崩御

議長は、次の弔詞を朗読した。

什語

大行天皇におかせられては 国民こぞって 御健康と御長寿を乞い願い奉っておりま

したところ にわかに 崩御あらせられました

大行天皇におかせられては 御在位六十有余年 その間 内外極めて困難なときに際

会せられました

大行天皇におかせられては ているところでありました 友誼の深厚 世界の平和に み心をそそがせられ 臨まれては 真理の探究の尊さを 国民にお示しにならせられ 人みな尊崇敬仰申し上げ 国民生活の安定と向上 清明無私 文化の振興に 外に接せられては 常に憲法に則られて御精励あらせられ また 御研究を通して 列国との 自然の 内に

大行天皇の崩御に 国民は斉しく 悵悵として悲嘆措くところを知らないものがあり

ます

参議院は ここに国民の至情を代表して 謹んで弔意を表し奉ります

宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、全会一致をもって可決された。

散会 午後二時四十六分

外出張三一~二・七の閣総理大臣の海

〇平成元年二月十日 金曜日

議長は、昭和天皇の崩御に際し議決された弔詞を皇居において奉呈した旨報告した。

開会 午後二時二分

議員福田幸弘君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、

永英雄君が哀悼の辞を述べた。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、リクルート問題等に関する調査のため委員三十名から成る

リクルート問題に関する調査特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長

は、特別委員を指名した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員辞任の件

右の件は、工藤万砂美君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁

判所裁判員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾

裁判所裁判員予備員に斎藤文夫君、国土審議会委員に梶木又三君、国土開発幹線自動車

道建設審議会委員に増岡康治君を指名した。また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職

務を行う順序は、斎藤文夫君を第二順位とし、第二順位の鈴木貞敏君を第一順位とした。

休憩 午後二時十五分

二・一〇 開会式

再開 午後三時十二分

国家公務員等の任命に関する件

委員会委員長に武田峻君、同委員に東昭君、竹内和之君、労働保険審査会委員に倉橋義 定君、瀧川勝人君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。 任命することに同意することに決し、社会保険審査会委員長に信澤清君、 右の件は、人事官に佐野弘吉君、航空事故調査委員会委員に薄木正明君、宮内恒幸君を 航空事故調査

日程第 一 国務大臣の演説に関する件

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。 に関し、愛野国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。 竹下内閣総理大臣は施政方針に関し、宇野外務大臣は外交に関し、村山大蔵大臣は財政

散会 午後五時三分

〇平成元年二月十四日 火曜日

開会 午前十時一分

国務大臣の演説に関する件(第二日)

小山一平君、西村尚治君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前十一時五十分

二·一〇 (衆議院) 一三、一四 演説に対する質疑一〇 国務大臣の演説

〇平成元年二月十五日 水曜日

開会 午前上時一分

日程第 国務大臣の演説に関する件(第三日)

高桑栄松君、市川正一君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午後零時五分

午後一時十四分

休憩前に引続き、山田勇君、 小川仁一君、 岩崎純三君、 糸久八重子君、矢原秀男君は

それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

議長は、 新たに当選した議員渕上貞雄君を議院に紹介した後、 同君を地方行政委員に指名

した。

日程第 昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨

時特例に関する法律案(衆議院提出)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 日程第 几 三 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案(内閣提出、衆議院送付) 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、 内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後五時三分

> 二:二四 大喪の礼 (国葬)

昭和六十三年度特別会計補正三・三 昭和六十三年度一般会計補正(衆議院議決)

昭和六十三年度政府関係機関予算(特第1号)

補正予算(機第1号)

〇平成元年三月七日 火曜日

開会 午後四時一分

元議員大谷藤之助君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、中西一郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙 右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁

判官訴追委員に堀内俊夫君、北海道開発審議会委員に河本嘉久蔵君、北修二君を指名し

た。

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

岡恵一君、堀家嘉郎君、上坂明君、鈴木一弘君、駿河哲男君、 右の指名は、動議により議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理会委員に吉 同予備委員に佐久間彊君、

大谷操君、瀬尾忠博君、 岡本富夫君、向武男君を指名した。

昭和六十三年度一般会計補正予算(第1号)

昭和六十三年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和六十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、

討論の後、 可決された。

日程第一地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、 地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、 可決さ

れた。

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるた

めの一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、全会一致をもって可決された。

散会 午後四時三十三分

〇平成元年三月二十七日,月曜日

開会 午後一時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公害等調整委員会委員に海老原義彦君、日本銀行政策委員会委員に草場敏

郎君を任命することに同意することに決し、中央更生保護審査会委員に内山喜久雄君を

任命することに全会一致をもって同意することに決した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

右は、日程に追加し、村山大蔵大臣から趣旨説明があった後、 鈴木和美君、 和田教美君、

内藤功君、橋本孝一郎君がそれぞれ質疑をした。

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(趣旨説明)

(衆議院議決)

正する法律案(閣法第九号)三・二四 租税特別措置法の一部を改

右は、日程に追加し、村山大蔵大臣から趣旨説明があった後、 渕上貞雄君、太田淳夫君!

吉井英勝君、小西博行君がそれぞれ質疑をした。

一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共

職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

右の件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認する

ことに決した。

散会 午後四時三十八分

〇平成元年三月三十一日 金曜日

開会 午後三時四十六分

平成元年度一般会計暫定予算

平成元年度特別会計暫定予算

平成元年度政府関係機関暫定予算

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、可決された。

日程第 一農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決さ

日程第 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正す

(衆議院議決)

三•三〇 平成元年度一般会計暫定予

平成元年度特別会計暫定予 平成元年度政府関係機関暫

定予算

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三に住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第二は

全会一致をもって可決、日程第三は可決された。

日程第四裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第 五 国立劇場法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第 六 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送

付

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第七地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、

れた。

日程第一〇 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関す

る法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

もって可決された。 右の議案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

日程第一一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

右の件は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、

承認すること

に決した。

日程第一二 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一三 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、日程第一二に

対する討論の後、可決された。

日程第一五 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、 衆議院

送付)

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、 全

会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

右の件は、 議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決し

(衆議院議決)

法律案(閣法第六号)(修正)化並びに臨時特例等に関する四・四 国の補助金等の整理及び合理

た。

〇平成元年四月六日 木曜日

開会 午後四時二十二分

元議員田中一君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗

読した。

日程第 一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、検査官に矢﨑新二君、原子力委員会委員に大山彰君、林政義君、原子力安全

委員会委員に都甲泰正君、国家公安委員会委員に富田朝彦君を任命することに同意する

ことに決し、原子力安全委員会委員に寺島東洋三君を任命することに全会一致をもって

同意することに決した。

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、

討論の後、可決された。

散会 午後四時四十分

〇平成元年四月十二日 水曜日

開会 午前十時一分

北方領土問題の解決促進に関する決議案(守住有信君外八名発議)(委員会審査省略要求事

件

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすること に決し、守住有信君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

宇野外務大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第 投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締

結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 二 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、 日程第一は

全会一致をもって承認することに決し、日程第二は可決された。

散会 午前十時十五分

〇平成元年六月二日 金曜日

開会 午後四時一分

議員辞職の件

右の件は、 青島幸男君の辞職を許可することに決した。

> 平成元年度特別会計予算平成元年度一般会計予算 (衆議院予算委員会) 成元年度政府関係機関予算

四・二七 三・一、二 公聴会 可 决

四・二八 可(衆議院本会議) (参議院予算委員会)匹・二八 可決

五・一八 (参議院本会議) 公聴会

五・二七 午後十二時自然成立

四・二九~五・七 外出張 内閣総理大臣 の

五・二八 (二五日間) 衆議院会期延長議決

〇平成元年六月八日 〇平成元年六月五日 月曜日 開会 午前十時二分 開会 午後五時一分 国家公務員等の任命に関する件 衆議院議員春日一幸君逝去につき哀悼の件 散会 午後五時二十七分 日程第 散会 午後四時二十三分 日程第 国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。 宇野内閣総理大臣は、所信について演説をした。 が一二四票をもって指名された。 右の件は、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君、社会保険審査会委員に藤田恒雄 右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。 右の件は、記名投票の結果(投票総数二二〇、過半数一一一)、衆議院議員宇野宗佑君 一 国務大臣の演説に関する件 内閣総理大臣の指名 木曜日 七、八 演説に対する質疑六・五 国務大臣の演説 六・二 竹下内閣総辞職

君、 道雄君、佐波正一君、日本放送協会経営委員会委員に浅尾宏君、岩村精一洋君、 致をもって同意することに決し、運輸審議会委員に平四郎君、 日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一 君、 福田百合子君を任命することに全会一 科学技術会議議員に岡本

一郎君を任命することに同意することに決した。

日程第 一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

野田哲君、原文兵衛君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時六分

〇平成元年六月九日 金曜日

開会・午前十時一分

国土審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、

村太郎君、服部安司君を指名した。

日程第 一 国務大臣の演説に関する件 (第三日)

矢原秀男君、内藤功君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時四十一分

再開 午後一時二分

休憩前に引続き、井上計君、久保田真苗君は、それぞれ質疑をした。

、・一、 常寺(衆議院議決)

正する法律案(閣法第三〇 の詳細設計、開発、運用及 の計細設計、開発、運用及 が利用における協力に関す の間の協定の締結について の間の協定の締結について の間の協定の締結について が利用における協力に関す が利用における協力に関す が利用における協力に関す が利用における協力に関す が利用における協力に関す

の特別措置に関する法律案要な財源の確保を図るため平成元年度の財政運営に必

(閣法第七号)(修正)

中

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後二時一分

〇平成元年六月十九日 月曜日

開会 午前十時二分

議長は、新たに当選した議員今泉隆雄君を議院に紹介した後、同君を逓信委員に指名した。

常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリ カ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結

について承認を求めるの件(趣旨説明)

右は、日程に追加し、三塚外務大臣から趣旨説明があった後、千葉景子君が質疑をした。

国務大臣の報告に関する件(平成元年度地方財政計画について)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

右は、日程に追加し、坂野自治大臣から報告及び趣旨説明があった後、一井淳治君、片

上公人君がそれぞれ質疑をした。

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣旨説

明

右は、日程に追加し、村山大蔵大臣から趣旨説明があった後、丸谷金保君、太田淳夫君

がそれぞれ質疑をした。

日程第 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結につい

て承認を求めるの件

日程第 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三 日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章 五日のニース協定の締結について承認を求めるの件 の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって承認することに決した。

日程第 三 肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一

致をもって可決された。

日程第 四 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関

する法律案(内閣提出)

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決さ

れた。

日程第 五 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第 六 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の

日程第

一部を改正する法律案(内閣提出)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 八 法例の一部を改正する法律案 (内閣提出)

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第 九 信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第一〇 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一一郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右の両案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があ

った後、全会一致をもって可決された。

散会 午後一時七分

〇平成元年六月二十一日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第 航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について

承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 二 航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を 求めるの件(衆議院送付)

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって承認することに決した。

日程第 三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付)

日程第 四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。 Ŧī 水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第五は

全会一致をもって可決、日程第六は可決された。

日程第 七 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等

に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 八 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 右の三案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、 九 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出、 日程第七及 衆議院送付)

び第九は可決、日程第八は全会一致をもって可決された。

日程第一〇 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

閣提出、衆議院送付)

日程第一一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院

送付)

日程第一二 歯科衛生士法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一

致をもって可決された。

日程第一三 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第一四 特定農産加工業経営改善臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決さ

オた

日程第一五 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一六 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第一七乃至第二〇の請願

右の請願は、文教委員長及び内閣委員長の報告を省略し、全会一致をもって両委員会決

定のとおり採択することに決した。

散会 午前十時三十三分

〇平成元年六月二十二日 木曜日

開会 午後七時六分

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があっ た後、全会一致をもって可決された。

日程第二一大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 三 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一

致をもって可決された。

日程第 四 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 五 日本労働協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一

致をもって可決された。

六 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、 科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、 可

決された。

日程第七農用地利用増進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案(内閣提出、 衆議院

送付)

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、 可決さ

れた

日程第 九 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、 可

決された。

日程第一〇 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、 可決さ

れた。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、可決された。

日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議

院送付)

特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

可決された。

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案(内閣提出)

衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、全会一致をもって可決された。

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の四案は、日程に追加し、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、第一の議案は可決、第二乃至第四の議案は全会一致をもって可決された。

常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリ カ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結

について承認を求めるの件 (衆議院送付)

右の件は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、

承認することに決した。

外交・総合安全保障に関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査会長から報告

があった。

国民生活に関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、国民生活に関する調査会長から報告があった。

産業・資源エネルギーに関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、産業・資源エネルギーに関する調査会長から報

告があった。

国際開発協力に関する決議案(加藤武德君外九名発議)(委員会審査省略要求事件)

に決し、加藤武德君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。 右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすること

三塚外務大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第一一乃至第二九の請願

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(三十五件)外六件の請願

右の請願は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長外七委員長の報告を省略し、全会

致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

- 、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

建設委員会 農林水産委員会 外務委員会 逓信委員会 運輸委員会 商工委員会 社会労働委員会 文教委員会 大蔵委員会 法務委員会 一、租税及び金融等に関する調査 一、教育、文化及び学術に関する調査 一、国際情勢等に関する調査 一、検察及び裁判の運営等に関する調査 一、産業貿易及び経済計画等に関する調査 一、運輸事情等に関する調査 一、農林水産政策に関する調査 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査 一、労働問題に関する調査 一、社会保障制度等に関する調査

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

決算委員会

一一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

......災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関しての対策樹立に関する調査

リクルート問題に関する調査特別委員会

一、リクルート問題等に関する調査

議長は、来る七月九日議員の半数が任期満了となるので挨拶をし、徳永正利君は、謝辞

散会 午後八時三十八分 を述べた。

① 議案件数表二、議案の審議経過

規	決	その	決	予	承	条	予	衆		参		閣		閣 /		(1)
413	≅¥≊	他	算	備					Ę	法	ţ	污	Ę	/	/	議
程	議	継	新	費				衆	新	参	新	衆	新			案
案	案	続	規	等	認	約	算	継	規	継	規	継	規			件
														损	1	数
		四	四四	六	=	八	九	二四	<u>-</u>	八		七	七八	H	1	表
						-								成		
				-												
	=				=	六	九		四				六〇	工	Z.	
														継	4	
						-									参	
														続	議	
														未	哦	
															院	
		四	四	_	-				<u> </u>	七	-	_		了		_
							<u> </u>							継	衆	
		/	/			_		=======================================	五			六	一八八	続		
	/			六	-		-		<u> </u>	-				未	議	
						•										
	/							=	_			_		了	院	
<u> </u>							う			撤回				1	備	
							り自然								/H3	
				!			うち自然成立三									
			!											= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	考	

(下の(修)は衆議院修正を示す。 //件名の上の数字は提出番号、件名の)

內 閣提出法律案(八五件 お て前 国 会 か ら継続七件)(うち衆議院

●両院通過(六○件)

- 宮内庁法の一部を改正する法律案
- 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とす

る法律案

 \equiv 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法

- 四 農業共済再保険特別会計における農作物共済
- めの 般会計からする繰入金に関する法

に係る再保険金の支払財源の不足に充てるた

律案

- 五. 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 六 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特

例等に関する法律案(修)

七 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を

> 図るための特別措置に関する法律案 修

- 八 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正
- 九 租税特別措置法の一部を改正する法律案 する法律案
- $\overline{\circ}$ 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正す
- る法律案
- 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
- 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上 の特別措置に関する法律の一部を改正する法

律案

- 四 振興特別措置法の一部を改正する法律案 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島
- 五 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤

務する外務公務員の給与に関する法律の一部

- を改正する法律案
- 七 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

=	Ξ	\equiv		二九	二八	三七	그		三五			<u>一</u> 匹	=======================================	=======================================		=	$\frac{1}{0}$	一 九	八
特定新規事業実施円滑化臨時措置法案	旅券法の一部を改正する法律案	地方交付税法等の一部を改正する法律案	法律の一部を改正する法律案	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する	地方税法の一部を改正する法律案	特定農産加工業経営改善臨時措置法案	日本労働協会法の一部を改正する法律案	関する法律の一部を改正する法律案(修)	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に	案	年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律	金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便	国立劇場法の一部を改正する法律案	国立学校設置法の一部を改正する法律案(修)	部を改正する法律案	民間都市開発の推進に関する特別措置法の一	水資源開発公団法の一部を改正する法律案	新技術開発事業団法の一部を改正する法律案	恩給法等の一部を改正する法律案(修)
四七	四六	四 五		四四四	四三	四二	四一	三九		三八		三七	三六		三五		三四		
郵便年金法の一部を改正する法律案	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	法律案	郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する	郵便貯金法の一部を改正する法律案	肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案	法例の一部を改正する法律案	関税定率法等の一部を改正する法律案	する法律案	特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正	法の一部を改正する法律案	日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構	中小企業事業団法の一部を改正する法律案	る法律案	中小企業投資育成株式会社法の一部を改正す	部を改正する法律案	小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一	置法案	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措

四八 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟

に伴う措置に関する法律の一部を改正する法

五〇 道路法等の一部を改正する法律案

五 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

五二 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

五三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法

律の一部を改正する法律案(修)

五四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

する法律案(修)

五五五 大気汚染防止法の一部を改正する法律案

五六 著作権法の一部を改正する法律案

農用地利用増進法の一部を改正する法律案

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関

する法律案

六四 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の

体的推進に関する特別措置法案

七一 信用金庫法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整

備の促進に関する臨時措置法の一部を改正す

る法律案

七三 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

七六 民間事業者による老後の保健及び福祉のため

の総合的施設の整備の促進に関する法律案

●衆議院継続 (二四件) (うち衆議院において前国会から継

続六件)

 \equiv 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する

法律案

四〇 民事保全法案

四九 教育職員免許法の一部を改正する法律案

五九

電波法の一部を改正する法律案

六〇

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改

正する法律案

六一 土地基本法案

六二 国土利用計画法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する

法律案

六五 森林の保健機能の増進に関する特別措置法案

国民年金法等の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する

法律案

六八 私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年 員共済組合法の年金の額の改定の特例に関す る法律の一部を改正する法律案 度及び昭和六十三年度における私立学校教職

六九 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正 する法律案

七〇 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する

法律案

七四

貨物運送取扱事業法案

七五. 七七 貨物自動車運送事業法案

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する

特別措置法案

七八 道路交通法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

刑 事施設法案

刑事施設法施行法案

会百 会百 会百 会百 会百 九八 留置施設法案

国第国第国第国第国第国第

海上保安庁の留置施設に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

部を改正する法律案

衆議院未了 二件

国会六一 臨時教育改革推進会議設置法案

本院議 員提 出法律案(一〇件)(うち前

王 会 から継続 八件)

本院未了(九件)(うち前国会から継続七件)

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正

する法律案

加工食品の表示の適正化に関する法律案

宇宙開発基本法案

国第国第国第 会百会百会百 九 八 八 二回三回二回

国際開発協力基本法案

保に関する法律の一部を改正する法律案 女子教職員の出産に際しての補助教職員の

国第国第 会百会 十二回 一回三回

育児休業法案

積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における

建設業等関係労働者の通年雇用の促進に関す

る法律案

林業労働法案

国第国第百会士 回二二三 戦時災害援護法案

撤回 (二件)

国第 会百九 一回 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正 する法律案

衆 衆 議 議 院 院 議員提 に お 1, 出 て 前 法 [律案 玉 会 (三四 か 5 継 件 続 匹 うち 件

(1)

両院通過 (四件)

昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金に ついての所得税及び法人税の臨時特例に関す

る法律案

_ 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法

律案

六 歯科衛生士法の一部を改正する法律案

八 国会議員の歳費、 旅費及び手当等に関する法

律の一部を改正する法律案

●衆議院継続 (二)七件) (うち衆議院において前国会から継

統二二件

四 公職選挙法の一部を改正する法律案

五. 政治資金規正法の一部を改正する法律案

七 公職選挙法の一部を改正する法律案

九

国際開発協力基本法案

 $\overline{\bigcirc}$ 平成元年度における国民年金法等の年金の額

等の改定の特例に関する法律案

国第会百七四四 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施

設、 社会福祉施設等の看護婦、 保母等の育児

休業に関する法律の一部を改正する法律案

国第 国第 会百 会百 七 七 七回 五回

中水道の整備の促進に関する法律案

北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地

処分法の一部を改正する法律案

本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法

律案

国第 会百

八 回—

国第 国第 会百会百一八 八〇回八回

雇用保険法の一部を改正する法律案

短期労働者及び短時間労働者の保護に関する

法律案

国第 国第 国第 会百会百会百一八一八一八 一八 一八 一八 一八

海洋開発基本法案

海洋開発委員会設置法案

官公需についての中小企業者の受注の確保に

関する法律の一部を改正する法律案

法律案

国第

会百

九回

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する

九 二回 水俣病問題総合調査法案

国第 国第 会百 会百 九 三回 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改

正する法律案

国第 国第 国第 会百 会百 会百 九 九 九 九 六回 五回 四回 学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準

に関する法律案

国会 七 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職

員定数の標準等に関する法律案

国土利用計画法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一 部を改正する法律案

都市における公共交通の環境整備に関する特

別措置法案

土地基本法案

国第 国第 百十二 四回 五回 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法

国第百十三回 臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案

衆議院未了 (三件)

 \equiv 原子爆弾被爆者等援護法案

会百八七回 雇用対策法の一部を改正する法律案

国第

国第 会百 九回 雇用保険法に基づく失業給付等についての臨

Л

時特例に関する法律案

予算(九件)

両院通過 (六件)

昭和六十三年度一般会計補正予算 (第1号)

昭和六十三年度特別会計補正予算

(特第1号)

Ξ 昭和六十三年度政府関係機関補正予算

1号)

七 平成元年度一般会計暫定予算

八 平成元年度特別会計暫定予算

九 平成元年度政府関係機関暫定予算

憲法第六十条第二項の規定による自然成立 宣件

四

平成元年度一般会計予算

平成元年度特別会計予算

五

平成元年度政府関係機関予算

六

◎条約 (八件)

一両院通過 (六件)

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中

華人民共和国との間の協定の締結について承

認を求めるの件

の牛 国との間の協定の締結について承認を求める二 航空業務に関する日本国とオーストリア共和

間の協定の締結について承認を求めるの件三 航空業務に関する日本国とトルコ共和国との

の件

るの件に関する国際条約の締結について承認を求めて関する国際条約の締結について承認を求め、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護

ービスの国際分類に関する千九百五十七年六で修正された標章の登録のための商品及びサヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日で及び千九百七十七年五月十三日にジュネー八 千九百六十七年七月十四日にストックホルム

月十五日のニース協定の締結について承認を

求めるの件

|衆議院継続 (二件)

改正する議定書の締結について承認を求めるための日本国とベルギー王国との間の条約を四 所得に対する租税に関する二重課税の回避の

●承認を求めるの件(二件)

●両院通過 (二件)

●予備費等承諾を求めるの件(六件)

●衆議院継続(六件)

○昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書(その2)

○昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書

増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2) 一〇昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費

○昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書 (その1)

○昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書(その1)

増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)〇昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費

●決算その他(八件)

●未了(八件)

≒別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理○昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度

資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書

(第百十二回国会提出)

○昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百

十二回国会提出)

○昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百十

二回国会提出)

○日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び

損益計算書並びにこれに関する説明書(第百十二回国会

提出)

資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理○昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度

○昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

○昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

○日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び

●決議案(二件)

●可決 (二件)

北方領土問題の解決促進に関する決議案

			○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案●□決(一件)	●規程案(一件)	○弔詞案(大行天皇崩御につき弔意を表するための弔詞案)●可決(一件)	●弔詞案(一件)	二 国際開発協力に関する決議案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告(議案審議表付)

○内閣委員会

内閣提出法律案
(四件)

18	3	2	1	番 号
恩給法等の一部を改正する法律案	律案 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法	る法律案。昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とす	宮内庁法の一部を改正する法律案	件
"	"	"	衆	院議先
			元 平 、成	月提
<u> </u>		=; 	一、 力·	日出
(字 <u>三</u>)	(字) (字) (可)	(予) 可	元、一、九 元、一、九 元、一 平成 平成 平成 平成	付委 員参 託会
			可元平、成一	議委 員 議
次言	決遍	決売	决九	决会
可 決三	可 二 決 士	可二、決宝	可元、 一、 一、 決九	議本 会 決議
=======================================	一可	一	元、一、九 平成 一 可 不成	付委 員 衆 託会
修			可 元 平 、成	議委 員 議
正量	決古	決 (5)	决九	決会
修	可	可	可元平、成一、	議本院
六 正 _九	決三	決三	一 決九	決議
	′/	元、二、一七公布·被行	元、一、十二	備

宮内庁法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

宮大夫(特別職)を置く。 后宮職を新設し、同職の事務を掌理させるため、皇太后たので、宮内庁に皇太后に関する事務をつかさどる皇太一、大行天皇崩御に伴い、皇后陛下が皇太后陛下となられ

とする。 職に置かれる侍従次長を、当分の間、一人増員し、二人職に置かれる侍従次長を、当分の間、一人増員し、二人二、大行天皇の御喪儀関係事務等を整理させるため、侍従

三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法

律案につきまして御報告申し上げます。

掌理させるため皇太后宮大夫を置くとともに、大行天皇のする事務をつかさどる皇太后宮職を新設し、同職の事務を下が皇太后陛下となられましたので、宮内庁に皇太后に関本法律案の内容は、大行天皇の崩御に伴いまして皇后陛

ます。
従次長を、当分の間、一人増員し、二人とすることであり、一人人とすることであり、一人とすることであり、一人とすることであり、一人とものである。

《以上、御報告申し上げます。り可決すべきものと決定いたしました。を聴取し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおを聴取し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおる員会におきましては、小渕内閣官房長官より趣旨説明

第二号)昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案(閣法

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

三、本法律は、公布の日から施行する。
一、昭和天皇の大喪の礼は、国の儀式として、平成元年二、本法律に規定する日は、休日を定める他の法令の規定一、本法律に規定する日は、休日を定める他の法令の規定一、昭和天皇の大喪の礼は、国の儀式として、平成元年二一、昭和天皇の大喪の礼は、国の儀式として、平成元年二

委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、

御報告申し上げます。

するものであります。

国民こぞって弔意を表するため、この日を休日としようと月二十四日に行われますが、この大喪の礼に際しまして、
非案は、昭和天皇の大喪の礼が国の儀式として平成元年二まず、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法

あります。
、次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案がに、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案がに、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

存じます。いましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと、委員会におきましては、両案について一括して質疑を行

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。「質疑を終わり、採決の結果、両案はいずれも多数をもっ

以上、御報告申し上げます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三

号

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

一、国民の祝日である天皇誕生日を、この度の皇位継承に

伴い、十二月二十三日に改める。

として加え、自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、二、国民の祝日に、四月二十九日を新たに「みどりの日」

三、本法律は、公布の日から施行する。豊かな心をはぐくむ日とする。

委員長報告

上段参照

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

要旨

恩給の最低保障額及び各種加算額等を引き上げることによる案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額、各種

ものであって、その主な内容は、次のとおりである。 り、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図ろうとする

一、恩給年額の増額

基礎となっている仮定俸給年額を、平成元年四月から、 価の上昇その他の諸事情を総合勘案し恩給年額の計算の 昭和六十三年における公務員給与の改定、消費者物

一律二・〇二%引き上げる。

二、普通恩給等の最低保障額の引き上げ

月から、二・〇二%引き上げる。 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成元年四

三、寡婦加算の増額

万九千五百円)に、それぞれ引き上げる。 以上を有する妻については二十二万千百円(現行二十一 十二万六千三百円(現行十二万五千五百円)に、子二人 から、六十歳以上の妻及び子一人を有する妻については おける寡婦加算の年額との均衡を考慮して平成元年八月 普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、他の公的年金に

四、公務関係扶助料の最低保障額の引き上げ

保障額を、平成元年四月から、二・〇二%引き上げる。 公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低

五、遺族加算の増額

ಠ್ಠ 月から、十万五千三百円(現行十万四百円)に引き上げ 公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成元年八

六、傷病恩給の基本年額の増額

平成元年四月から、二・〇二%引き上げる。 増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、

七、傷病恩給の扶養加給の年額の増額

の扶養手当の改善に準じ、平成元年四月から引き上げる。 傷病恩給の扶養加給の年額を、昭和六十三年の公務員

八、傷病者遺族特別年金の増額

傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成元年四月から、

二・〇二%引き上げる。

九、本法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、 普通扶助料に係る寡婦加算並びに公務関係扶助料及び傷 同年八月から、六万円(現行五万七千円)に引き上げる。 年八月一日から施行する。 病者遺族特別年金に係る遺族加算の改正規定は、平成元 また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が

委員長報告

申し上げます。
ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告

要の修正が行われております。本法律案は、昭和六十三年における公務員給与の改定、本年八月から、それぞれ増額しようとするもので年額を、本年八月から、それぞれ増額しようとするもので年額を、本年八月から、それぞれ増額しようとするものでのます。なお、衆議院におきまして施行期日について所を額を、本年四月から、一律にあります。なお、衆議院におきまして施行期日について所有及び各種恩給の最低保障額を、本年四月から、一律にあります。

知願いたいと存じます。
て質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承委員会におきましては、恩給年額改定のあり方等につい

一致をもって行いました。
なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案(六件)

					1	1
78	30	28	12	11	5	番号
道路交通法の一部を改正する法律案	地方交付税法等の一部を改正する法律案	地方税法の一部を改正する法律案	律案の特別措置に関する法律の一部を改正する法新東京国際空港周辺整備のための国の財政上	消防施設強化促進法の一部を改正する法律案	地方交付税法等の一部を改正する法律案	件
"	"	"	"	"	衆	院議先
					元、二、八元、元、	月提
四	긎	11/114	4[,]1	d [., [≒	日出
(子) 子三	六 元 可	(予 <u>三</u> 可	(予) 可	(予 <u>二</u> 可	元、三二 元、	付委 負 参 託会
	न]	可			可元	議委
	決三	三 決 六	决无	亮 決 式	三 決六 可元	員 議 決会
	可	可	可	व	可元	議本 宍 院
	決三	三 決三	美 - 決二	决 美	- 決七	決議
四二 継	六九九	三六	41.11	1.14	元、六八元、可元、	付委 員 衆 託会
続	可		可三六	可		議委員議
審	可	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	可	可	決 可 元	決会 議本
· 查	六 決元	号 決置	三 決西	完 決西	吴 決三	会院決議
	参本会議趣旨説明 ポーカー スティー デール アンカー アンカー アンカー アンカー アンカー アンカー アンカー アンカー		·			備

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

- 千三百二億三千五百万円となる)。 ・ 昭和六十三年度補正予算により同年度分の地方交付 ・ 田和六十三年度補正予算により同年度分の地方交付 ・ 日本では ・ 日本ので付税及び譲与税配付金特別会計における借 ・ 日本ので付税及び譲与税配付金特別会計への繰り ・ 日本ので付税及び譲与税配付金特別会計への繰り ・ 日本のでは ・ 日本の
- 二千百四億七百万円となる)。二千百四億七百万円となる)。二千百四億七百万円となることができることとするの総額に加算して交付することができることとするの地方交付税について、当該額の一部を同年度に交付の地方交付税について、当該額の一部を同年度分

二、基準財政需要額の算定方法の改正

び同年度分地方債の縮減に伴い必要となる財源を措置 昭和六十三年度補正予算等による地方負担の増加及

単位費用の一部を改正することとする。するため、同年度分の普通交付税の額の算定に用いる

○ こととする。 □ 自ら考え自ら行う地域づくりの推進に要する経費の □ 自ら考え自ら行う地域づくりの推進に要する経費の

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。 本法律案は、今回の補正予算により地方交付税が二兆千二百五十六億円増加することに伴い、本年度においては、 普通交付税の調整額の復活、地域づくりの推進、補正予算 等による地方負担の増加、地方債の縮減に伴う必要額及び 特別交付税の増額に要する額の合計五千八百十八億円を地 方公共団体に交付するほか、翌年度の地域づくりの推進、補正予算 で要する額相当額三千六百億円を本年度に交付しないで、 平成元年度分の普通交付税の総額に加算して交付すること 平成元年度分の普通交付税の総額に加算して交付すること

億円に相当する交付税及び譲与税配付金特別会計における億円に相当する交付税及び譲与税配付金特別会計におけるを主な内容とするものであります。

れました。 共団体の対応に関する問題等の諸問題について質疑が行わ事業に対する助成などのあり方、消費税導入に伴う地方公事業に対する助成などのあり方、消費税導入に伴う地方公委負会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、

たしました。 法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定い 質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本

以上、御報告申し上げます。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(閣法一一号)

本法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備費本法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備費ある。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 まず、地方税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化の引き上げ等を行うとともに、法人事業税の分割基準については税源帰属の適正化を図ること、自動車税の税率構造についてはよりなだらかなものとなるようにすること、軽いては税源帰属の適正化を図ること、自動車税の税率構造を行うことを行うさとを主な内容とするものであります。

れました。
取税の課税の適正化等の諸問題について熱心な質疑が行わ販税の課税の適正化等の諸問題について熱心な質疑が行わ嫁問題、地方税の非課税等特別措置の整理合理化、軽油引委員会におきましては、地方団体の公共料金の消費税転

案どおり可決すべきものと決定いたしました。で片山委員、日本共産党を代表して諫山委員、日本共産党を代表して諫山委員、民社党・国民連合を代表して柳澤委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して松浦委員より賛成の意見が述べられました。を代表して松浦委員より賛成の意見が述べられました。 質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案は、容とする附帯決議が付されております。
なお、本法律案に対しましては、国と地方等の税源再配

るものであります。 に対する国庫補助率を十分の四以内とすることを内容とすを二分の一以内に引き上げる特例措置の適用期限を平成五を二分の一以内に引き上げる特例措置の適用期限を平成五次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案は、次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案は、

することを内容とするものであります。
の有効期限を五年間延長し、平成六年三月三十一日までと整備を促進するための国の財政上の特別措置に関する法律
整備を促進するための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、新東京国
次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特

な質疑が行われました。問辺の公共施設等の整備の見通し等の諸問題について熱心防体制・施設の整備、成田空港二期工事の進捗状況、空港防体制・施設の整備、成田空港二期工事の進捗状況、空港を進め、人口急増市町村に対する消防補助金のあり方、消を資会におきましては、以上両案を一括議題として審議

案どおり可決すべきものと決定いたしました。
て討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して渡辺委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して評山委員より登成の意見が述べられました。党を代表して田辺委員より賛成の意見が述べられました。
対論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原党を代表して田辺委員より賛成の意見が述べられました。

別措置法改正案について採決を行いましたところ、本法律次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特

案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし

ました。

以上、御報告申し上げます。

する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関

要旨

平成六年三月三十一日までとしようとするものである。の特別措置を五年間延長することとし、法律の有効期限を育施設、農業用施設等の整備を促進するための国の財政上本法律案は、新東京国際空港周辺地域における河川、教

委員長報告

四五ページ参照

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

要旨

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、

とするものであり、その主な内容は次のとおりである。及び軽油引取税の課税の仕組み等について見直しを行おううとともに、法人事業税の分割基準、自動車税の税率構造個人住民税について所得割の非課税限度額の引き上げを行

一、道府県民税及び市町村民税

□ 所得割の非課税限度額の引き上げ

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計がある。

- 額及び扶養控除額を七万円引き上げる。は扶養親族を、老人控除対象配偶者または老人扶養親族を、老人控除対象配偶者または老人扶養親に、年齢七十歳以上の障害者である控除対象配偶者また
- い寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年曰 夫と死別し、または夫と離婚した後婚姻をしていな

の合計所得金額が三百万円以下であるものに係る寡婦

控除額を三十万円とする。

を設ける。

該十万円を超える寄附金の金額について、寄附金控除

で十万円を超える寄附金を支出した場合において、当

四 納税義務者の住所所在の都道府県共同募金会に対し

二、事業税

- 法人の事業税の分割基準を次のとおり改正する。
- するものとする。

 「教値にその二分の一に相当する数値を加えて算定を行う法人の工場に係る従業者の数については、当を行う法人の工場に係る従業者の数については、当
- 分して行うものとする。 の数に、二分の一に相当する額を従業者の数にあん準額の二分の一に相当する額を事務所または事業所2 証券業について銀行と同じ分割基準とし、課税標2 に
- 超える金額に係る法人の事業税の標準税率を百分の九二 一定の協同組合等について、所得のうち年十億円を

三、不動産取得税

(現行百分の八)とする。

地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を三年延長住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用土

する。

四、自動車税

除く。)との車種区分を廃止し、所要の経過措置を講じた乗用車について、普通自動車と小型自動車(三輪車を

五、軽油引取税

上、標準税率を次のとおり改める。

課税の適正な執行を確保する等のため次のように改正

する。

⇒に追加する。⇒取りを行う販売業者等の所在する都道府県に改める。→ 課税団体を、特約業者または元売業者から軽油の引

る。その厳格化を図るとともに、仮特約業者制度を創設する。元売業者及び特約業者の指定・取消要件等を整備し、

国 軽油等の混和及び軽油以外の炭化水素油の自動車用して販売した場合には、販売業者等に対し課税する。
四 販売業者等が軽油以外の炭化水素油を自動車燃料と

1	取 車 の 区 分 (総排気量)				
数 車 の 区 分 (総排気量)	一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次				
取 車 の 区 分 (総排気量)	一	十四万八千五百円	ットル	十一万千円	
世	正 家 現 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) に 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	•		八万八千円	トル超、
取 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 初 年 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 初 車 の 区 分 (総排気量) 税 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が	東			七万六千五百円	ットル超、四・五リット
一	取 車 の 区 分 (総排気量)	八万八千五百円	トル超、六リッ		
古	 取車の区分(総排気量) 税額(年額) 自動車の区分(総排気量) 税 動車の区分(総排気量) 税額(年額) 自動車の区分(総排気量) 税 動車の区分(総排気量) 税額(年額) 自動車の区分(総排気量) 税 動車の区分(総排気量) 税額(年額) 自動車の区分(総排気量) 税 動車の区分(総排気量) 税 動車の区分(総排気量) 税 動車の区分(総排気量) 税 一万二千八百円 ニリットル以下 ニ万五百円 ニリットル以下 ニアンモー百円 ニリットル以下 ニアンモー 百円 ニリットル以下 ニアンモー 百円 ニリットル以下 ニアンモー 百円 ニリットル以下 ニアンモー 百円 ニリットル以下 ニアンドル超、ニ・五リットル以下 ニアンモー ロア五千円 ロア五千円 ロア五千円 ロア五千円 ロアカー ロットル以下 コアノ・ル 超 日 動車の区分(総排気量) 税 			六万六千五百円	トル超、
五リットル超、二・五リットル以下	五リットル超、二・五リットル以下			五万八千円	ル超、三・五リッ
東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	東京 (全額) 日 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 日 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (日 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (日 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (日 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (日 も 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (日 も 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (日 も も も も も も も も も も も も も も も も も も	-		五万千円	三リットル
マトル超、二・五リットル以下	マトル超、二・五リットル以下	八万千五百円	ŀ		
取 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税	中			四万五千円	トル超、二・五リット
マトル超、二・五リットル以下	マトル超、二・五リットル以下		自家用		自家用
五 リットル超、二・五 リットル以下	五リットル超、二・五リットル以下	五万四千五百円	トル	四万七百円	ト
改 正 案 現 行 五リットル超、二・五リットル以下 ットル超、三・五リットル以下 ・ 一方五千七百円 ・ 一方二十九百円 ・ 一十九十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二	マトル超、二・五リットル以下			二万七千二百円	超、六リッ
五リットル超、二・五リットル以下	五 リットル超、二・五 リットル以下			二万三千六百円	ットル超、四・五リットル
五 リットル超、二・五 リットル以下	五 リットル超、二・五 リットル以下	二万七千五百円	トル超、六リッ	·	
立りットル超、三・五リットル以下 一万三千八百円 三リットル以下 付 数 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 率 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 当業用 対 (総排気量) 税 率	立りットル超、三・五りットル以下 一万三千八百円 三リットル以下 一万三千八百円 営業用 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 率 市 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 率			二万五百円	四リットル
五リットル超、二・五リットル以下 一万三千八百円 三リットル以下 一万三千八百円 営業用 税 額(年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 塞 ・ の 区 分 (総排気量) ・ 大人 額(年額) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	五リットル超、二・五リットル以下 一万三千八百円 三リットル以下 7万三千八百円 営業用 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 塞 市の区分(総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 率			一万七千九百円	
ットル超、二・五リットル以下 一万三千八百円 営業用 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 率 改 正 案 1 現 行	ットル超、二・五リットル以下 一万三千八百円 営業用 税 額(年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 率 改 正 案 現 行			一万五千七百円	ŀ
ットル超、二・五リットル以下 一万三千八百円 営業用 現 行 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 率 改 正 案 現 行	ットル超、二・五リットル以下 一万三千八百円 営業用 現 行 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 率	二万五千円	トル		
動車の区分(総排気量) 税額(年額) 自動車の区分(総排気量) 税率 案 現 現 行	動 車 の 区 分 (総排気量) 税 額 (年額) 自 動 車 の 区 分 (総排気量) 税 率 現			一万三千八百円	二リットル超、二・五リットル以下
動車の区分(総排気量) 税額(年額) 自動車の区分(総排気量) 税率 で 案 現 行	動車の区分(総排気量) 税額(年額) 自動車の区分(総排気量) 税率 と と と と と と と と と と と と と と と と と と		営業用		営業用
正 案 現	正 案 現	率	動車の区分	額	動車の区分
		行	現	案	
		,			

委員長報告

燃料としての販売または消費について承認制を導入す

2

義務を課する。

、 元売業者、特約業者等に所要の報告、帳簿記載等の

出

軽油引取税に係る脱税等に関する罰則を強化する。

→ 課税限度額を四十二万円(現行四十万円)に引き上六、国民健康保険税

げる。

得について調整措置を講ずる。十五歳以上の被保険者の有する公的年金所得に係る所に、公的年金等に係る所得の種類の変更に伴い、年齢六二

車税、特別土地保有税、自動車取得税、事業所税に係る非産取得税、自動車税、固定資産税及び都市計画税、軽自動以上のほか、道府県民税及び市町村民税、事業税、不動

課税等特別措置の整理合理化等を行うこととする。

の改正は平成元年四月一日からである。一の口から四までの改正は平成二年四月一日から、その他なお、施行期日は、五の改正は、平成元年十月一日から、

四五ページ参照

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の改正

付税とする。

付税とする。

が得税、法人税及び酒税並びに消費税(消費譲与税に
所得税、法人税及び酒税並びに消費税(消費譲与税に

二、地方交付税の総額の特例

田第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同税及び酒税の三十二%、消費税の二十四%、たばこ税税及び酒税の三十二%、消費税の二十四%、たばこ税税配付金特別会計の剰余金六百八十六億円及び同年度税配付金特別会計の剰余金六百八十六億円及び同年度の共定により算定した額(所得税、法人制第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同期第二項の規定に基づく減額措置額

特別会計借入金利子支払額千九百二十九億円及び同特別会計借入金償還額一兆千三百六十億円を控除した額別会計借入金償還額一兆千三百六十億円を控除した額別会計借入金償還額一兆千三百六十億円を控除した額

年度の加算額を改めることとする。の総額について、新たに六千八百四億円を加算し、各一の総額について、新たに六千八百四億円を加算し、各

三、単位費用等の改正

費、消防教急対策等に要する経費、経常経費に係る国庫する経費、道路・街路・公園・清掃施設・下水道等住民がの生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材用具の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材用具の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材用具の拡充・私学地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費、利防教急対策等に要する経費、経常経費に係る国庫では、地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費、経常経費に係る国庫では、地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費、経常経費に係る国庫では、対域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費、経常経費に係る国庫では、対域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費、経常経費に係る国庫を表している。

けることとする。 けることとする。 が要となる経費の財源を措置するほか、地方財政の健全化等に資す について地方債への振替措置を廃止することに伴う所要 経費の財源を措置するほか、地方財政の健全化等に資す が要となる経費の財源を措置し、あわせて、投資的経費 補助負担率の見直しに伴う所要経費、消費税導入に伴い

委員長報告

方交付税総額について、新たに六千八百四億円を加算するにおける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本法律案は、地方交付税の総額について、地方交付税法第六条を改め、新たにたばこ税の収入額の百分の二十五を第二項の額に交付税特別会計における剰余金六百八十六条第二項の額に交付税特別会計における剰余金六百八十六条第二項の額に交付税の総額とすること、平成元年度分にあっては、この改正後の第六六十年度分の地方交付税の総額とすること、また、後年度の地方交付税の総額とすること、また、後年度の地方交付税の総額とすること、また、後年度の地方交付税総額について、新たに六千八百四億円を加算するただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

す。 賃償還基金を設けること等を主な内容とするものでありま費等の財源を措置するほか、平成元年度に限り、財源対策自主的な地域づくりの推進、高齢化への対応等に要する経とともに、普通交付税の算定について、地域経済の活性化、

諸問題について熱心な質疑が行われました。助負担率の暫定措置、地方税源の拡充・地方への配分等の委員会におきましては、基準財政需要額の算定、国庫補

を代表して松浦委員より賛成の意見が述べられました。民連合を代表して柳澤委員よりそれぞれ反対、自由民主党で片上委員、日本共産党を代表して諫山委員、民社党・国護憲共同を代表して渕上委員、公明党・国民会議を代表し質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・

案どおり可決すべきものと決定いたしました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原

図る旨の五項目の附帯決議が付されております。なお、本法律案に対しましては、地方財政の充実強化を

以上、御報告申し上げます。

○法務委員会

内閣提出法律案(四件)

r			,	T
63	41	40	15	番号
法律案出入国管理及び難民認定法の一部を改正する	法例の一部を改正する法律案	民事保全法案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	件
衆	参		衆	院議先
=	=	=	元、一	月提
츳	≓. 10	= 0	41,14	日出
子言	司	(予)	元、二二 可元、	付委 員 参 託会
	可			議委員 議決会
	可		可元、三二、	議本 院 決議
四 五.	(予) 可		元、二二七	付委 員 衆 託会
継	可	継	可元	議委
続	穴 決言	続	三 決运	員 決会
審	可	審	美 <u></u>	議本 会 院
査	決三	査	三 決	決議
		-		備考
			l <u>.</u>	I I

裁判所職員定員法の	
部を改正する法律案	
(閣法第一	
五号)	

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理

を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであ

り、その内容は次のとおりである。

改める。一、簡易裁判所判事の員数を五人増加し、七百八十九人に

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加し、

二万千四百一人に改める。

三、この法律は、平成元年四月一日から施行する。

委員長報告

過と結果を御報告いたします。正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改

うとするものであります。に、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加しよを図るため、簡易裁判所判事の員数を五人増加するとともを図るため、簡易裁判所における事件の適正迅速な処理

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 にな裁判所の定員数等につきまして熱心な質疑が行われま 正な裁判所の定員数等につきまして熱心な質疑が行われま で原案どおり可決すの定員を増員する必要性の有無、適 で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

法例の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

要旨

本法律案は、近時の諸外国における国際私法、国籍法等の改正の動向及び最近の我が国における渉外的身分関係事件の増加にかんがみ、婚姻関係及び親子関係における準拠法の指定を両性平等の精神または子の福祉の理念に一層即法の指定を両性平等の精神または子の福祉の理念に一層即通の本国法または常居所地法等、夫婦に共通する法律を通の本国法または常居所地法等、大婦に共通する法律を通の本国法または常居所地法等、大婦に共通する法律を関係の対して、大婦財産制度の政立の容易化等を関の改正の動向及び最近の我が国における場外的身分関係事の改正の動向及び最近の裁が国における国際私法、国籍法等の政治の対域を表

認める。養子縁組について、養親の本国法を準拠法とすにおいてその要件を満たせばこれらの身分関係の成立をいて、当事者に関係がある複数の法律のうちのいずれか三、婚姻の方式、嫡出親子関係の成立、認知及び準正につ

囲内において政令で定める日から施行する。四、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範

委員長報告

報告いたします。につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御ただいま議題となりました法例の一部を改正する法律案

整備を行おうとするものであります。のに改めるとともに、本国法の決定等に関し所要の規定の定を両性平等の精神または子の福祉の理念に一層即したも本法律案は、婚姻関係及び親子関係における準拠法の指

を設ける等であります。
を設ける等であります。
を設ける等であります。
を設ける等であります。
を設ける等であります。
を設ける等であります。
を設ける等であります。
を設ける等であります。

両性の平等・子の保護を図るための仕組み、当事者の一方委員会におきましては、分かりやすい法律にする必要性、

す。行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いまが日本人の場合の特例、用語の概念等につきまして質疑が

のと決定いたしました。果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきも質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結

以上、御報告いたします。

6	5	4	3	2	1	番号
ついて承認を求めるの件 本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結に合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日運用及び利用における協力に関するアメリカ軍時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、	求めるの件和国政府との間の条約の締結について承認をが脱税の防止のための日本国政府とインド共所得に対する租税に関する二重課税の回避及	の件。 改正する議定書の締結について承認を求める 改正する議定書の締結について承認を求める 所得に対する租税に関する二重課税の回避の	間の協定の締結について承認を求めるの件航空業務に関する日本国とトルコ共和国との	の件国との間の協定の締結について承認を求める国との間の協定の締結について承認を求める航空業務に関する日本国とオーストリア共和	認を求めるの件華人民共和国との間の協定の締結について承安の援励及び相互保護に関する日本国と中	件
"	"	"	"	"	衆	院議先
					元	月提
	中一	F 1+	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	#1,1#	흑고	日出
	-				元、	付委
六元	(予完	(字三)	(子)	(字 三	(予) 承元、	員参託会
承			承	承	承元	議委
六 認三			六 認 認 記	認言	認二	員 議 決会
承			承	承	承元	議本
六 認三			六 認二	認二	認三	会院決議
					元、	付委
五二三	= 1	= 1+	= ==	11年	承元、	員 衆 託会
承	継	継	承	承	承元、	議委
·	続	続	認品	五 認 認	認二	員 議決会
承	審	審	承	承	承元、	議本院
六 認 元	査	查	認力	認力	認一	会院 決議
参本会議趣旨説明						備考

.108 3 国 会	番号	
国際開発協力基本法案	件	-
-	名	
外 一 名	(月	提出
三名君	<u> </u>	者
	付 月 日	予備送
	出月日	衆へ提
空、 <u></u> 五二	付委 員 託会	参
未	護委 員 決会	議
7	議本 会 決議	院
	付委 員 託会	衆
	議委 員 会	議
	議本会	院
	決議	i i
		ç.

本院議員提出法律案(一件)

31	16	番号	
旅券法の一部を改出	を改正する法律案 移する外務公務員の名称及び	件	
を改正する法律案	(の給与に関する法)	-	
	は律の一部の一部	2	1
"	衆	院議	先
	元	月	提
芸	41.14	日	出
(予)	7、 二世 元、二日 (予)	付委 員 託会	参
可四次	可元、	議委 員 決会	議
可四段	可元、	議本会	院
三三三	内元、二、二、閣二、	決議 付 員 会	衆
可 四 次 二	可元、三三	議委員決会	議
可 四 次二	可元、三二	議本 会 決議	院
		備	Ī

内閣提出法律案(二件)

<u> </u>	
8	7
求めるの件 「中国のニース協定の締結について承認を日十五日のニース協定の締結について承認を一ビスの国際分類に関する千九百五十七年六に修正された標章の登録のための商品及びサヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日で及び千九百七十七年五月十三日にジュネー千九百六十七年七月十四日にストックホルム	るの件に関する国際条約の締結について承認を求め実演家、レコード製作者及び放送機関の保護
"	参
国 以加	III III
旷门园	11/1 12
承	承
六 認六	認式
承	承
	認式
· (予) (予)	(予)
承	承
六 認二	次 認二
承	承
六 認二	六 認三

衆議院議員提出法律案(一件)

·]		
9	番号	
国際開発協力基本法案	(4	
	2	1
(元、 六六) 州崎寛治君	(月	提
7 覧		出
六二 六二 六二 六 六 十 六 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	<u>日</u>)	者
元	付	予
<u>**1</u>	月日	備送
	出	本
	月	院へに
元	日 付委	提
(子)	員託会	参
	議委員	識
	決議決議	院
	付委員会	衆
	議委 員 決会	議
(外務) 務查	議本会議	院
	備	

の間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国と

要旨

って、主な内容は次のとおりである。八八年(昭和六十三年)八月に北京で署名されたものであ加、経済関係の拡大及び緊密化の促進を目的として、一九この協定は、我が国と中華人民共和国との間の投資の増

一、両国は、投資の許可及びこれに関連する事項に関し、

最恵国待遇を与える。

に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与える。二、両国は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動

三、両国は、出訴権等に関して内国民待遇及び最恵国待遇

を与える。

代位を承認する。

代位を承認する。

代位を承認する。

代位を承認する。

代位を承認する。

代位を承認する。

代位を承認する。

代位を承認する。

代位を承認する。

六、両国は、両国間及び自国と第三国との間の送金等の自

由を保証する。

事者の要請により、また、その他の事項に関する紛争は七、両国は、収用等に対する補償の価額に関する紛争は当

勧告等を目的として合同委員会を設置する。八、両国は、協定の実施状況の検討、両国の政府に対する両当事者の合意により、調停または仲裁に付託する。

委員長報告

す。 外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま ただいま議題となりました協定及び法律案につきまして、

るものであります。

おります。
まず、日中投資保護協定について申し上げます。
おります。

れましたが、詳細は会議録によって御承知願います。ク回避の方法等のほか、日中関係全般について質疑が行わ果、投資財産等に与えられる内国民待遇の内容、投資リス委員会におきましては、協定締結が対中投資に及ぼす効

すべきものと決定いたしました。

を都道府県へ分納すること等、所要の措置を講じようとす、次に、旅券法改正案について申し上げます。次に、旅券法改正案について申し上げます。

は会議録によって御承知願います。の渡航制限の緩和等について質疑が行われましたが、詳細スの向上、手数料分納の効果、朝鮮民主主義人民共和国へ委員会におきましては、旅券事務の合理化と窓口サービ

以上、御報告申し上げます。り可決すべきものと決定いたしました。質疑を終え、採決の結果、本案は多数をもって原案どお

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定

の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

要旨

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認

本年三月本協定の署名が行われたものである。本年三月本協定の署名が行われたもので、前国間の伝統的友好関係にもかんがみ、我が国としので、両国間の伝統的友好関係にもかんがみ、我が国としても航空協定の締結交渉に応ずることとした。昨年十一月でも航空協定の締結交渉に応ずることとした。昨年十一月でも航空協定の締結交渉に応ずることとした。昨年十一月でを航空協定の締結交渉に応ずることとした。昨年十一月でを航空協定の締結交渉に応ずることとした。昨年十一月で、一九七九年(昭和五十四年)以来オーストリア側よりは、一九七九年(昭和五十四年)以来オーストリア側よりは、一九七九年(昭和五十四年)以来オーストリア側よりは、一九七九年(昭和五十四年)以来オーストリア側よりは、一九七九年(昭和五十四年)以来オーストリア側よりは、一九七九年(昭和五十四年)以来オーストリア側よりに対している。

期路線を定めている。

「本協定は、我が国とオーストリアとの間の定期航空業務
を開設することを目的とし、両国の航空企業が享有する特を開設することを目的とし、両国の航空企業が享有する特を開設することを目的とし、両国の航空企業が享有する特

委員長報告

両協定は、わが国とオーストリア及びわが国とトルコと委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました協定二件につきまして、外務

ります。

ります。
ります。
ります。

の間にそれぞれ定期航空業務を開設すること、業務の開始及び運営についての手続及び条件等すること、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、わが国と相手国の指定航空企業がを取ります。

について承認を求めるの件(閣条第三号)航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結

要旨

我が国とトルコとの間の定期航空路開設については、一

協定の署名が行われたものである。 地と関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航路の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航路の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航路の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航路を結果、協定案文について最終的合意に達し、本年三月本た結果、協定案文について最終的合意に達し、本年三月本た結果、協定案文について最終的合意に達し、本年三月本の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航路の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航路の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航路の経済関係の緊密化に対している。 地では、対象を行ったものである。

定めている。 本協定は、我が国とトルコとの間の定期航空業務を開設 を開始及び運営についての手続き等を取り決めるとともに、 に関する原則、運賃の決定手続き等を取り決めるとともに、 に関する原則、運賃の決定手続き等を取り決めるとともに、 を目的とし、両国の航空企業が享有する特権、業 を開設

委員長報告

前ページ参照

ついて承認を求めるの件(閣条第六号)加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結ににおける協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用

安旨

ての協定は、米国大統領の呼びかけに基づき、一九八八 年(昭和六十三年)九月二十九日に我が国、米国、欧州諸 年(昭和六十三年)九月二十九日に我が国、米国、欧州諸 本の主な内容は次のとおりである。 地の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関する 参加主体(我が国、米国、一の参加主体として集団的に を加主体(我が国、米国、一の参加主体として集団的に を加主体(我が国、米国、一の参加主体として集団的に することを目的とし、宇宙基地は、すべての参加主体が することを目的とし、宇宙基地は、すべての参加主体が することを目的とし、宇宙基地は、すべての参加主体が は供する要素から成る常時有人の本体、地上要素等によって構成される。

三、各参加主体は、宇宙基地協力の実施に責任を有する協る。二、宇宙基地は、国際法に従って開発し、運用し、利用す

六、協力機関の間で、宇宙基地の詳細設計、開発、運用及せる場合には、他の参加主体の同意を必要とする。または宇宙基地上の装置を参加主体以外の国等に所有さ五、各参加主体等は、自己が提供する要素を所有し、要素

対して管轄権及び管理の権限を保持する。

七、各参加主体は、自己が提供する要素を設計し、開発す

び利用に関し、計画及び調整を行う運営組織を設立する。

体の運用及び利用のために提供することと引きかえに、カナダがそれぞれの基盤施設から得られる資源を有人本用権を保持するが、日本及び欧州参加主体は、米国及び八、各参加主体は、原則として、自己が提供する要素の利

国及びカナダに提供する。それぞれの有人本体の利用要素の利用権の一定割合を米

17.00。 九、各参加主体は、自己が提供する要素を運用する責任を

提供する権利を有する。十、各参加主体は、衡平な分配に基づき宇宙基地塔乗員を

打ち上げ及び回収の業務を提供する。宙局は、他の協力機関等に対し、実費弁償の原則により宇宙基地のための基本的な輸送システムである。航空宇十一、航空宇宙局及び欧州宇宙機関の宇宙輸送システムは、

費を負担する。め、この協定に基づくそれぞれの責任を果たすための経十二、各参加主体は、宇宙基地運用のための共通経費を含

様の請求を放棄するよう要求することにより、責任に関する請求を放棄するよう要求するもの(自然人の障害または死亡についての請求、悪意によって引き起こされた損害についての請求等を除く)を相互に放棄する。がる損害についての責任に関する請求であって、他の参ずる損害についての責任に関する請求であって、他の参析三、参加国(協力機関を含む)は、宇宙基地活動から生

する相互放棄を及ぼす。

て行われたものとみなす。
れる技術データ及び物品を国内法令の範囲内で交換する。
れる技術データ及び物品を国内法令の範囲内で交換する。
十四、各参加主体は、宇宙基地協力のために必要と認めら

諾書または承認書を寄託した日に効力を生ずる。が満たされ、または他の一の参加主体がその批准書、受寄託し、かつ、欧州参加主体についての効力発生の要件十七、この協定は、米国が批准書、受諾書または承認書を

実験棟、取付型搭載物の装着設備及び極軌道プラット1 米国は、居住棟を含む基盤要素、利用要素としての十八、各参加主体は、次の宇宙基地の要素を提供する。

フォーム並びに地上要素を提供する。

ム並びに地上要素を提供する。
支援型フリー・フライヤー及び極軌道プラットフォー2 欧州諸国は、利用要素としての取付型与圧棟、有人

び地上要素を提供する。
3 日本は、利用要素としての日本実験棟(JEM)及

する。
・ カナダは、移動型サービス施設及び地上要素を提供

委員長報告

)また。 科学等の実験、長期間の天体観測等を可能とするものであ 宇宙基地は、低重力、真空等の宇宙環境を利用した材料

委員会におきましては、我が国の宇宙開発計画、有人宇

細は会議録によって御承知願います。れ、また、参考人を招いて意見を聴取いたしましたが、詳有権問題、実施取り決めの公表等につきまして質疑が行わと宇宙空間の非軍事化問題、研究成果の利用方法と知的所宙基地活動に参加することの意義、宇宙基地の平和的利用

本日、質疑終局の動議が提出され、多数をもって可決さ

れました。

認すべきものと決定いたしました。 質疑を終え、直ちに採決の結果、本件は多数をもって承

以上御報告申し上げます。

約の締結について承任を求めるの件(閣条第七号)実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条

要旨

月十八日に効力を生じたものである。その主な内容は次の十月二十六日に作成され、一九六四年(昭和三十九年)五に保護することを目的にして一九六一年(昭和三十六年)家等に対して著作権に準ずる権利を付与し、これを国際的この条約は、著作物を公衆に伝達する役割を果たす実演

とおりである。

に該当する場合には、実演家に対して内国民待遇を与え一、締約国は、実演が他の締約国において行われる場合等

る。

三、蹄り国は、国籍の基準、固定の基準、発行の基準のいでをの実演を放送し、公衆に伝達し、及び固定(録音及でその実演を放送し、公衆に伝達し、及び固定(録音及二、実演家に対する保護として、イイ実演家の承諾を得ない

ずれかに該当する場合には、レコード製作者に対して内三、締約国は、国籍の基準、固定の基準、発行の基準のい

四、レコード製作者に対する保護として、レコードの複製国民待遇を与える。

る場合等に該当する場合には、放送機関に対して内国民五、締約国は、放送機関の主たる事務所が他の締約国にあについての許諾権を与える。

と、等についての許諾権を与える。 固定、入場料を徴収してテレビ放送を公衆に伝達するこ六、放送機関に対する保護として、放送の再放送、放送の

待遇を与える。

七、放送機関等は、商業用レコードの二次使用料(商業用

家もしくはレコード製作者、またはその双方に対して支家もしくはレコード製作者、またはその双方に対して支レコードを放送等に使用することに対する報酬)を実演

八、この条約に基づいて与えられる保護期間は、二十年以

上とする。

きる。
ては、この条約が保障する保護の例外を定めることがで使用、教育目的・学術的研究目的の使用等の行為につい九、締約国は、国内法令により、私的使用、報道における

なお、この条約は、一部の規定を適用しないこと等につなお、この条約は、一部の規定を適用しないこと、商業用レコードの二次使用の規定は放送及び有線放送の場合を適用しない締約国には我が国も同条の規定を適用しないこと、商業用レコードの二次使用の規定は放送及び有線放送の場合を適用しないにと、商業用レコードの二次使用の規定は放送及び有線放送の場合を適用しないにと、商業の関係である。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務

ております。
を員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

とについて定めております。国際的に統一された商品及びサービスの分類を採用するこクの登録制度を有している場合に、これらの登録のための次に、標章国際分類協定は、商標またはサービス・マー

って御承知願います。

・の移行に伴う諸問題、サービス・マーク登録制度導入の見の移行に伴う諸問題、サービス・マーク登録制度導入の見いの方法、商標登録に関する審査体制の整備等国際分類へいの方法、商標登録に関する審査体制の整備等国際分類への意義、実演家等に対する商業用レコード二次使用料支払

以上御報告申し上げます。って承認すべきものと決定いたしました。質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をも

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七 協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号) ビスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース 九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサー 十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十

要旨

な内容は次のとおりである。 及びサービスの分類の採用について規定している。その主 る場合に、これらの登録のための国際的に統一された商品 あり、商標またはサービス・マークの登録制度を有してい 年)及び一九七七年(昭和五十二年)に改正されたもので 国際分類に関するニース協定が、一九六七年(昭和四十二 ニースで作成された商標が使用される商品及びサービスの この協定は、一九五七年(昭和三十二年)六月十五日に

二、国際分類にいかなる法的効果を付与するかは、各同盟 一、この協定等の締約国(以下「同盟国」という。)は、 共通分類(「国際分類」という。)を採用する。 同盟を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの

四、同盟国は、国際分類を主たる国内分類として使用する 三、同盟国の権限ある官庁は、標章の登録に関する公文書 ビスの属する国際分類の類の番号を表示する。 等に、登録される標章が対象としている商品またはサー あるいは副次的な分類として独自の国内分類と併用

五、同盟国の代表から成る国際分類の変更の決定等を行う 専門家委員会を設置する。

する。

か

に発効している。 六、知的所有権国際事務局が同盟の管理業務等を行う。 なお、この協定は一九七九年 (昭和五十四年) 二月六日

委員長報告

前ページ参照

号 員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務

要旨

国が定める。

本法律案の内容は次のとおりである。

れぞれ兼轄の大使館を設置する。に、中部太平洋にあるマーシャル及びミクロネシアにそ一、在ウィーン国際機関日本政府代表部を設置するととも

の基準額を定める。二、右の各在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当

当の支給要件を改定する。三、在外公館に勤務する外務公務員に支給する子女教育手

できる住居手当の額を改定する。
に残留する必要がある場合に、引き続き支給することがついて、事故または職員の死亡のため配偶者が旧在勤地四、在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当に

委員長報告

すること、中部太平洋にあるマーシャル及びミクロネシア本法律案は、在ウィーン国際機関日本政府代表部を設置員会における審査の経過と結果を御報告いたします。ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委

教育手当の支給要件を改定すること、事故または職員の死にそれぞれ兼轄の大使館を設置すること、在外職員の子女すること、中部太平洋にあるマーシャル及びミクロネシア本法律案は、在ウィーン国際機関日本政府代表部を設置

って御承知願います。

市の通信及び警備体制、在外邦人の保護対策、その他外交館の通信及び警備体制、在外邦人の保護対策、その他外交館の通信及び警備体制、在外邦人の保護対策、その他外交により配偶者が旧在勤地に残留する必要がある場合の住亡により配偶者が旧在勤地に残留する必要がある場合の住

以上、御報告申し上げます。どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終え、採決の結果、本案は全会一致をもって原案

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)

要旨

現行旅券制度の見直しを行おうとするものであって、主な券(MRP)の導入が開始されていること等にかんがみ、
及び出入国手続の合理化等のため、国際的に機械読取り旅
諸問題が生じていること、大量渡航時代における旅券事務
諸問題が生じていること、大量渡航時代における旅券事務
諸問題が生じていること、大量渡航時代における旅券事務
諸問題が生じていること、大量渡航時代における旅券事務
諸問題が生じていること、大量渡航時代における旅券事務
諸問題が生じていること、大量渡航時代における旅券事務
諸問題が生じていること、大量渡航時代における旅券事務

改正点は次のとおりである。

復用旅券とする。るため、一般旅券は、原則として有効期間五年の数次往一、旅券を国際的な標準旅券に統一し、事務の合理化を図

四、全てつを全て見か明引売了つ日で記載しる。このとり、一五年以下の数次往復用旅券を発給することができる。用の一般旅券を発給する。ただし、外務大臣が適当と認三、外務大臣が指定する地域へ渡航する場合には、一往復

一往復用旅券の有効期間も五年とする。四、全ての旅券に有効期間満了の日を記載する。このため、

六、本人の出頭は原則として交付時一回でよいこととし、渡航費用の支払能力を立証する書類は、提出を要しない。五、一般旅券の発給申請のために必要な提出書類のうち、

納の後、新規発給することでこれに代える。七、旅券の記載事項の訂正を原則として廃止し、旅券を返

申請時は幅広く代理申請を認める。

切替発給することができる。 八、旅券の残存有効期間が一年未満になった場合等には、

九、現在では諸外国にほとんど例を見ない合冊制度を廃止

する。

案して都道府県の収入とする。これまでの委託費方式を改め、手数料の一部を実費を勘十、都道府県における旅券事務の財政基盤を改善するため、

委員長報告

五九ページ参照

内閣提出法律案(九件)

51	48	39	9	7	6	4	番 号	
<u> </u>		J <i>3</i>			0			
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案	律案に関する法律の一部を改正する法に伴う措置に関する法律の一部を改正する法国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟	関税定率法等の一部を改正する法律案	租税特別措置法の一部を改正する法律案	図るための特別措置に関する法律案平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を	例等に関する法律案国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特	めの一般会計からする繰入金に関する法律案に係る再保険金の支払財源の不足に充てるた農業共済再保険特別会計における農作物共済	件	
"	"	"	"	"	"	衆	院議先	
						元	月提	
	₹ 	三、 四	1	= ハ	<u> </u>	二八	日出	
						元元	付委	
(予 <u></u>) 可	(予)可	(予 <u>四</u> 可	号宝	六 九 可	(予) 可	(予三 可元、	員 託会	
可	可	可	可可	म्	可	可元	議委	
<u> </u>	· 決元	夫 決完	夫 決元	決芸	吗 決 _六	英七 可元	員 議 決会	
可	可	व	可	可	可	可元	議本 院	
次三 決三	決三	決三	决臺	决 <u>六</u>	吗 決 <u>六</u>	決 七	決議	
						元	付委員会	
111111	一一可	三 四 可	三三可	<u>六</u> 九	三 三 修	- <u>ハ</u> 可元	託会 衆	
可	可	म]	可	修	修	可元	議委	
決 売	決言	决 三	· 决量	正六	正四	完 決元	員 議 決会	
可	可	Ħ]	可	修	修	可元	議本	
六 決 _九	决 决 运	· 决员	夫 決 긆	正六	E _{EE}	決 三	会 ^院 決議	
			参本会議趣旨説明 宗工会議趣旨説明 三二元	参本会議趣旨説明 衆本会議趣旨説明 六元 大元	参本会議趣旨説明		備考	

		1				
番号		衆議	71	52		
件名		院議員提出法律案(一件)	信用金庫法の一部を改正する法律で	日本開発銀行法の一部を改正する	(4	=
(月 日	提出出		秦	法律案	名	
			参	衆	院議先	
月	備				月	提
 			兲 芜	11/11/1	日	出
月日	院へ提			(¥	付委	参
付委			式	 ご <u>言</u>	託会	-
託会	参		1		負	議
員	識		пJ	可	議本	院
議本	院		決式	<u> </u>	決議	D
決議			争	11/11	負	衆
員	衆			可	議委員	議
議委員	議		决 <u>三</u> 可	決	決会 議本	Printer Printer
決会			決芸	次次九	会 決議	院
会院決議					備	i
六 決三 決議 備						
考					考	
	号 件 名 (月 日) 付月日出月日付 託識 決議 決付 託譲 決議 決 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	号 件 名 (月 日) 付月日出月日付 託議 決議 決付 託議 決議 決	号 件 名 提出者 予備送本院〈提 参 議 院 衆 議 決 議 決議 強 競 院 衆 議 院 職 院 職 院 職 院 職 院 職 院 職 院 職 院 職 院 職 院	(月 日) 付月日 出月日 付 託 議 決 議 決 ()	(月日) 付月日 出月日 付長 表員会 決可決可決可決 大元 大元	(月日) 付月日 出月日 付託議 決所 大流 大流

関する法律案(閣法第四号) の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金

要旨

本法律案は、 昭和六十三年度補正予算(第1号)に係る

ものであって、農業共済再保険特別会計の農業勘定におい

の支払財源の不足に充てるため、次の措置を講じようとす て、低温等による水稲等の異常被害により生じた再保険金

一、昭和六十三年度において一般会計から同特別会計の農

業勘定へ三百二十二億五百九十一万九千円を限り、

繰り

るものである。

入れることができる。

を一般会計に繰り戻さなければならない。ときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額金勘定に繰り入れるべき金額を控除してなお残余があるに決算上の剰余が生じた場合において、再保険金支払基二、右の繰入金については、後日、同特別会計の農業勘定二、右の繰入金については、後日、同特別会計の農業勘定

委員長報告

ます。
て、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げて、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げための一般会計からする繰入金に関する法律案につきましための一般会計からする繰入金に関する法律案につきましたので、

こととする等の措置を講じようとするものであります。か大十三年度における低温等による水稲等の異常被害により生じた再保険金の支払い財源の不足に充てるための資金り生じた再保険金の支払い財源の不足に充てるための資金をして、農業共済再保険特別会計の農業勘定において、昭本法律案は、昭和六十三年度補正予算に係るものであり

ります。等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲農業災害補償制度充実の必要性、稲作の生産性向上の方途の負金におきましては、農業共済の保険設計のあり方、

以上、御報告申し上げます。て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

律案(閣法第六号)国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法

要旨

措置を定めるとともに、厚生年金の国庫負担金の繰り入れり、あわせて国・地方の財政関係の安定化に資するため、関する法律」に定めた暫定措置の期間が六十三年度末に終関する法律」に定めた暫定措置の期間が六十三年度末に終明る法律」に定めた暫定措置の期間が六十三年度末に終明る法律」に定めた暫定措置の期間が六十三年度末に終明を当まれて、最近における財政状況及び累次の臨時行政

等につき引き続き所要の特例措置を講じようとするもので あり、その主な内容は次のとおりである。

国の補助または負担に関する措置(四十四法律)

係る補助率等について次の措置を講ずる。 昭和六十三年度まで暫定措置が講じられてきた事業に

生活保護等に係る補助率等

二分の一とする。 法等六法律に係る補助率等を昭和六十三年度と同じく 等を四分の三(昭和六十三年度十分の七)、老人福祉 平成元年度以降、生活保護法等七法律に係る補助率

振りかえを行う。 置法に係る補助率等について、共済長期給付に係るも 等を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への のは平成二年度までは昭和六十三年度と同じく三分の 六十三年度三分の一)とし、共済追加費用等に係るも のは平成元年度八分の三、二年度以降二分の一(昭和 一とするとともに、平成元年度以降恩給に係る補助金 義務教育費国庫負担金に関する補助率等 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措

公共事業等に係る補助率等

十三年度に適用された水準を引き続き平成二年度まで 河川法等三十法律に係る補助率等について、 昭和六

維持する。

二、国の負担に係る繰り入れの特例(三法律)

庫負担金等の繰り入れを規定している

三法律について、 厚生保険特別会計法等、一般会計から特別会計への国

繰り入れの特例を定める。

四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。 度における補助率等を基準とした場合)と見込まれている。 会計の歳出節減額は一兆四千百四十三億円(昭和五十九年 なお、本法律施行に伴う平成元年度の一般会計及び特別 また、本法律は、衆議院において、施行期日「平成元年

委員長報告

り、あわせて国、地方間の財政関係の安定化に資するため 調査会答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図 員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 化並びに臨時特例等に関する法律案につきまして、大蔵委 ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理 本法律案は、最近における財政状況及び累次の臨時行政

昭和六十三年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る昭和六十三年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る昭和六十三年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係るのは恒久ととし、補助率等については六十三年度適用の補助率等を引き続いる共事業等については六十三年度適用の補助率等を引き続いる計等、一般会計から特別会計への国庫負担金等の繰り入れについての特例を定めようとするとともに、厚生保険を生ずることとするほか、地方公共団体の財政運営等に支障加えることとするほか、地方公共団体の財政運営等に支障があることとするほか、地方公共団体の財政運営等に支障があることとするほか、地方公共団体の財政運営等に支障があることとであることとするほか、地方公共団体の財政運営等に支障があることとすることとすることとするとしております。

大臣ほか関係各大臣等に対し質疑が行われましたが、その助率引き下げがもたらす住民負担への影響等について大蔵あり方、補助率に係る大蔵、自治両大臣の覚書の性格、補めの関係、多省庁にわたる補助率等の改正を一括して提案との関係、多省庁にわたる補助率等の改正を一括して提案を負会におきましては、平成元年度暫定予算と本法律案

詳細は会議録に譲ります。

意見が述べられました。

以上、御報告申し上げます。なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。案どおり可決すべきものと決定いたしました。

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別

措置に関する法律案(閣法第七号)

要旨

府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会特例公債の発行並びに国債費定率繰り入れ等の停止及び政の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における本法律案は、我が国財政の現状にかんがみ、平成元年度

その主な内容は次のとおりである。 計健康勘定への繰入額削減の特例を定めようとするもので、

一、特例公債の発行等

- → 予算をもって国会の議決を経た金額(一兆三千三百) ることとする。 十億円)の範囲内で、特例公債を発行することができ
- 租税収入の実績に従って、限度額の範囲内で特例公 債の発行収入は、平成元年度所属の歳入とする。 で発行できることとし、同年四月一日以降の本特例公 債の発行額を調整できるよう、平成二年六月三十日ま
- に提出しなければならない。 ○○一の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会
- りかえを行った場合においては、その速やかな減債に 努めるものとする。 しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借 特例公債の借りかえについては、国の財政状況を勘案

二、国債費定率繰り入れ等の停止

般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて 平成元年度における国債償還財源を確保するための一 国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ

> 三、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例 及び割引国債に係る発行価格差滅額の年割額に相当する なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「平成元 り入れ停止に係る金額は二兆六千八十一億円である)。 金額の繰り入れを行わないこととする(本措置による繰 の適切な措置を講ずることとする。 日、当該金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる等 厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後 管掌健康保険事業の適正な運営確保のため、各年度の 健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定 する国庫補助の額から四百億円を控除した額とする。 右の特例措置により控除した金額については、政府 平成元年度における一般会計から厚生保険特別会計

委員長報告

年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

申し上げます。 まして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告 な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につき ただいま議題となりました平成元年度の財政運営に必要

の意見が述べられました。

「質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・の意見が述べられまして本岡昭次理事、公明党・国民会議を代護して太田淳夫理事、日本共産党を代表して吉井英勝委員、護憲共同を代表して本岡昭次理事、公明党・国民会議を代

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。原案どおり可決すべきものと決定いたしました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって

以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第九号)

要旨

一、土地税制及び地域活性化とするものであり、その主な内容は次のとおりである。を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理化等を行おう政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置

│ 土地税制

動産登記に係る不動産価額に対する登記免許税の特例(現行五百万円)にそれぞれ引き上げるとともに、不行三千万円)に、農地保有合理化等の場合を五千万円(現別控除の控除額のうち、収用等の場合を五千万円(現までの間に行われる土地等の譲渡に係る譲渡所得の特までの間に行われる土地等の譲渡に係る譲渡所得の特別が登記に係るでは、不

制度を廃止する等の措置を講ずる。

口 地域活性化

特別償却を認める等の措置を講ずる。について、一定の要件の下に、取得価額の百分の十の務施設集積地区内において整備される中核的民間施設多極分散型国土形成促進法の重点整備地区または業

二、社会政策上の配慮等

寡婦控除の特例

いて八万円の特別加算を行う特例制度を設ける。親族である子を有するものについては、寡婦控除につ者のうち、合計所得金額三百万円以下で、かつ、扶養夫と死別し、または夫と離婚した後婚姻していない

二 中小企業・農業等対策

講ずる。

本びに中小企業者が取得する百六十万円以下の電子がス業者が取得する百万円以下の電子式金銭登録機ビス業者が取得する百万円以下の電子式金銭登録機ビス業者が取得する百万円以下の電子式金銭登録機

2 繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正に伴い、

また、平成元年四月一日から平成二年三月三十一

同法の経営改善措置に関する計画または事業提携に関金により取得する試験研究用資産について圧縮記担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める等の措置を講ずる。
「特定農産加工業経営改善臨時措置法の制定に伴い、 商工組合等が負 を実施する商工組合等が構成員に賦課する負担金に 同法の構造改善事業計画または構造改善円滑化計画

講ずる。

講ずる。

講ずる。

講ずる。

講ずる。

講ずる。

講ずる。

講ずる。

講ずる。

講びる。

は、特定事業協同組合等が負担金により取得する試に、特定事業協同組合等が負担金により取得する試に、特定事業協同組合等が構成員関する計画を実施する特定事業協同組合等が構成員関する計画を実施する。

4 その他

その提出期限を翌年三月末日とする。十一日の属する課税期間に係る確定申告書について、業者の平成元年から平成三年までの各年の十二月三年九月三十日前に提出すべき確定申告書について、個人事消費税の確定申告期限に関して、事業者が平成元

委員長報告

還付措置を講ずる。揮発油及び国産農林漁業用A重油に対する石油税の日までの間の措置として、国産石油化学製品製造用

三、租税特別措置の整理合理化等

→ 租税特別措置の廃止

登録免許税の税率の軽減措置を廃止する。時措置法の規定による認定に係る合併登記等に対する貯蔵施設の割増償却制度、特定船舶製造業経営安定臨特殊の外貨借入金等の利子の非課税制度、石油ガス

二 租税特別措置の縮減合理化等

制度等について期限の延長措置を講ずる。 (は知制度、中小企業等海外市場開拓準備金制度、登録 (は知制度、中小企業等海外市場開拓準備金制度、登録 (は知制度、中小企業等海外市場開拓準備金制度、登録 (は知制度、中小企業等海外市場開拓準備金制度、登録 (はおりを通される特定の施設の特別 (はおりを通される特定の施設の (はおりを通される特定の (はおりを通される特定の (はおりを通される (はおりを通さな (はおりを (はおりを

度約二千六百四十億円である。なお、本法律施行に伴う租税の減収見込額は、平成元年

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、税制改革の円滑な実施に配慮しつつ、当面の政策的要請に対応ための土地等の譲渡所得の特別控除を引き上げ、中小企業をの特定事務用機器の取得価額の損金算入の特例制度の制設及び消費税に係る確定申告期限の延長を行うとともに、別償却制度を認めるほか、石油ガス貯蔵施設の割り増し償別償却制度を認めるほか、石油ガス貯蔵施設の割り増し償別での廃止など既存の租税特別措置の整理合理化を図ろうとするものであります。

に譲ります。

「一、消費税実施に伴う国民生活への影響と円滑な実施への方、消費税実施に伴う国民生活への影響と円滑な実施への方、消費税実施に伴う国民生活への影響と円滑な実施へのする基本的考え方、本案に係る消費税の弾力的運営のあり

して太田淳夫理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、護憲共同を代表して志苫裕理事、公明党・国民会議を代表質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・

意見が述べられました。対、自由民主党を代表して斎藤文夫理事より賛成する旨の民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反

案どおり可決すべきものと決定いたしました。
討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。のであります。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置

その詳細は会議録に譲ります。する債務救済策のあり方等について質疑が行われましたが、税関の業務量の増大等についての対応策、累積債務国に対委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、

述べられました。代表して近藤忠孝委員より両法律案に反対する旨の意見が質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

決議が付されております。なお、関税定率法等の一部を改正する法律案に対し附帯数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多

以上、御報告申し上げます。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

要旨

するもので、その主な内容は次のとおりである。関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行おうとんがみ、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、本法律案は、最近における内外の経済情勢の推移等にか

一、農産物自由化関連の関税率等の改正

を緩和するため関税率を引き上げるとともに、牛肉に ついて輸入急増時の対策として、緊急調整措置を導入 三年度、平成二年度に輸入自由化されるが、その影響 牛肉及び特定牛肉調整品については、それぞれ平成

ゴ ガット裁定を受諾した農産物十二品目のうち、平成 するため関税率を引き上げる。 元年度に輸入自由化されるプロセスチーズ及びトマトジ ュース・トマトケチャップについて、その影響を緩和

二、熱帯産品等に係る関税率等の改正 熱帯産品交渉等を踏まえ、熱帯産品百三十品目について 関税率の引き下げ等を行う。 ガット・ウルグアイ・ラウンド中間レビューにおける

三、石油関係の関税改正

保のため、重油の関税割当制度の見直し及び石油製品 税率の引き下げ、並びにこれに伴う石炭対策財源の確 の関税の石石特会(石炭並びに石油及び石油代替エネ 消費税導入に伴う石油の税負担軽減のため、原油関 (ギー対策特別会計)・石炭勘定への全額直入措置を

講ずる。

所要の改正を行う。 係の免税・還付制度について、適用期限の一年延長等 平成元年三月三十一日に適用期限の到来する石油関

四 暫定税率の適用期限の延長

する。 六十八品目の暫定税率について、適用期限を一年間延長 平成元年三月三十一日に適用期限の到来する五千七百

五、その他

- 対象品目に指定する。 加工再輸入滅税制度について、織物製衣類を新たに
- の別送品に対しても適用する。 旅客等の携帯品に適用されている簡易税率を旅客等

見込額は、約三百五十億円(石炭並びに石油及び石油代替 エネルギー対策特別会計への税源振替分を含む)である。 なお、本法律施行に伴う平成元年度一般会計の関税滅収

委員長報告

七七ページ参照

する法律の一部を改正する法律案(閣法第四八号)国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関

要旨

本法律案は、国際復興開発銀行の各国間シェアに変更を本法律案は、国際復興開発銀行の各国間シェアに変更をのである。

委員長報告

七七ページ参照

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

要旨

銀行について、民間金融の質的補完及び奨励を行う観点かへの貢献という緊要の課題に対応し得るよう、日本輸出入本法律案は、我が国の国際的役割としての累積債務問題

内容は次のとおりである。ら、その機能の整備を行おうとするものであり、その主な

一、出資業務の創設

こととする。

「本業を行う者に対し、新たに出資をすることができる流の手段を多様化する必要性の観点から、本邦外においま積債務問題解決のため、開発途上国に対する資金還

二、アンタイドローンの対象拡大

こととする。

こととする。

こととする。

こととする。

こととする。

こととする。

こととする。

こととする。

三、保証業務の拡充

る。り入れに対して債務の保証をすることができることとすり入れに対して債務の保証をすることができることとす日本輸出入銀行の出資を受けた者が行う長期資金の借

四、外貨余裕金運用の弾力化

の余裕金を外貨預金等に運用できることとする。本邦通貨の売却により調達した外貨資金に係る業務上

委員長報告

が国の国際的な累積債務問題への貢献という緊要課題に対 するため、その借入金等の限度額を引き上げる等、所要の 得等に関連する当該事業に必要な資金の貸し付けを行うこ 国における地域経済の活性化及び多極分散型国土の形成等 弾力化する等、所要の改正を行おうとするものであります。 の円滑な運営に資する等のため、外貨建て余裕金の運用を るとともに、融資対象先の拡大等を行うほか、同行の業務 ため、日本輸出入銀行の業務について、出資機能を創設す 応し、民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図る 委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 改正を行おうとするものであります。 とができることとするほか、同行の業務の円滑な運営に資 大臣の定める事業の用に供される場合には、当該設備の取 の緊要課題に対応し得るよう、日本開発銀行の業務につい て、産業の開発及び経済社会の発展に寄与する設備が大蔵 まず、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、我 次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、我が ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵

ます。
ます。
ます。
ます。
はので「質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りに対する輸銀の審査機能充実の必要性、開銀の立ち上がりに対する輸銀の審査機能充実の必要性、開銀の立ち上がりに対する輸銀の審査機能充実の必要性、開銀の立ち上がりに対する輸銀の審査機能充実の必要性、開銀の立ち上がりについて質疑が協調して融資を行っているインドネシアのダ

反対する旨の意見が述べられました。ころ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より二法律案に質疑を終わり、二法律案を一括して討論に入りましたと

た。
数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしまし数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしまし討論を終わり、二法律案を順次採決の結果、いずれも多

以上、御報告申し上げます。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

本法律案は、我が国における地域経済の活性化及び多極

要旨

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、

な内容は次のとおりである。から、その機能の整備を行おうとするものであり、その主発銀行について、民間金融の質的補完及び奨励を行う観点分散型国土の形成等緊要の課題に対応し得るよう、日本開

一、立ち上がり支援資金融資制度の創設

二、受信限度倍率の引き上げ地方における社会資本整備事業について、立ち上がりをでいる。の事業資金の貸し付けを行うことができることとする。の事業資金の貸し付けを行うことができることとする。の事業資金の貸し付けを行うことができることとする。の事業資金の貸し付けを行うことができることとする。

合計額の十倍から十一倍に引き上げることとする。借り入れ等及び債券発行の限度額を資本金及び準備金の開発事業の分野での資金ニーズに的確に対応し得るよう、地域活性化等の要請に応え、社会資本整備事業、地方

委員長報告

前ページ参照

信用金庫法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)

要旨

本法律案は、全国信用金庫連合会(以下「全信連」)の本法律案は、全国信用金庫連合会(以下「全信連」)の本法律案は、全国信用金庫連合会(以下「全信連」)の

一、出資の総額の最低限度

全信連の出資の総額は百億円を下回ってはならない。

二、債券の発行限度

ることができる。等)の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行す全信連は、出資の総額及び準備金の合計額(自己資本

三、債券の種別等

全信連が発行する債券は、無記名式、利付債方式を原

則とする。

四、債券の発行方法

は売り出しの方法によることができる。全信連は、債券を発行する場合においては、募集また

五、その他

消滅時効等に関する規定を設ける。
売り出しの公告、債券の記載事項、債券の原簿、債券の発行の場合の特例、債券発行の届け出、債券の申込証、全信連が債券を発行することに伴い、債券の借りかえ

委員長報告

結果を御報告申し上げます。
法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及びただいま議題となりました信用金庫法の一部を改正する

本法律案は、全国を地区とする信用金庫連合会の資金調達の実情等にかんがみ、同連合会に対し、長期資金の調達をし、これに係る債券の発行を認め、中小・零細企業に対する長期・固定金利資金の円滑かつ安定的な供給を確保することとし、これに係る債券の発行を認め、中小・零細企業に対する長期・固定金利資金の円滑かつ安定的な供給を確保することの関係であります。でで、所要の規定の整備を行おうとするものであります。の果たすべき役割、信用金庫の経営基盤強化の必要性とその対応策、全信連に債券発行を認めることの理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。って原案どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をも

及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第一号)昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税

要旨

のとおりである。
て、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次を行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金についを行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金についまによる米の計画生産を推進するめ、政府等が稲作の転換本法律案は、昭和六十三年度において、水田農業確立対

は、一時所得の必要経費とみなす。収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の

なお、本法律施行に伴う昭和六十三年度における租税の得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交

減収見込額は、約六億円である。

委員長報告

結果を御報告申し上げます。する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関ただいま議題となりました昭和六十三年度の水田農業確

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありま

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありま

は約六億円と見込まれております。なお、本法律施行に伴う昭和六十三年度の租税の減収額

の詳細は会議録に譲ります。のための具体的施策等について質疑が行われましたが、そとする奨励金依存体質からの脱却の可能性、米の消費拡大委員会におきましては、水田農業確立対策終了後を目標

以上、御報告申し上げます。て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

内閣提出法律案 (三件)

本院議員提出法律案
三件
\Box

著作権法の一部を改正する法律案 参 三二回 二二回 二二回 二二四回 八二四回 二二四回 八二四回 八二回	Real
提出 参 議 院 宋 議 院 中 日 子	提出 参 議 院 宋 (予) 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可
三二 三二 三二 六十 六十 <t< td=""><td>三二 三二 二二 二二</td></t<>	三二 二二
参	专員会委員会本会議 (予)可決可決 大二、大元 二二元、大元 二二元、大元 二二元、大元 二二元、大元 二二元、大元 二二元、大元 二二元、大元 二二元、大元 三二元、大元 二二元、大元 三二元、大元 三二元 三二元、大元 三二元 二二二二二二 三二元 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
(子)可 次円	(予)可決可決可決 (予)可決可決 (予)可決 (予) (平) (予) (予)
□ (予) 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可	(子) 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可
可 次元 等	可決 完大 (予) 可決 大元
元 二 元 二 三 元 三 元 五 五 正 次 正 </td <td> 元</td>	元
次 決 上 上 決 水 決 上 決 下 下 修 議本	次 点 次 点 平 点 平 方 市 で 次 次 次 </td
可 可 修元 議本 院	可 可 修元 議本 庆 六 会 決三 決議

-			
	1	者	
	一部を改正する法律案学校教育法及び教育職員免許法の	件	
	(元、四(0) 名元、四三	(月日)	提出者
	⊖名君		
	兀、四二	付月日	予備送
		出月	衆へ
		Ħ	提
	元、四10	付委 員 託会	参
	未	議委 員 決会	議
	了	議本 会 決議	院
	元、四三	付委 員 託会	衆
		議委 員 決会	議
		議 本 会 決議	院
		備	j
		考	

度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員を改めよ	る平成元年度の職員の定員を一万九千八百七十六人(四
を含む全大学の利用機関とすることのほか、昭和四十八年	四、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係
同利用機関を大学共同利用機関と名称を改め、公立・私立	称を改めること。
馬大学工業短期大学部の廃止を行うとともに、国立大学共	の共同利用機関とするとともに、大学共同利用機関と名
本法律案は、秋田大学の医療技術短期大学部の設置と群	三、国立大学共同利用機関を公立・私立を含めた大学全体
員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。	廃止すること。
ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委	二、群馬大学工業短期大学部を同大学工学部の拡充に伴い
委員長報告	一、秋田大学に医療技術短期大学部を設置すること。
	本案の主な内容は、次のとおりである。
た。	要追
なお、衆議院において、施行期日について修正が行われ	
人増)に改めること。	国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
109 2 国 会	109 1 国 会	番 号	
を改正する法律案教職員の確保に関する法律の一部女子教職員の出産に際しての補助	一部を改正する法律案学校教育法及び教育職員免許法の	件名	
外山 本 一正 和	(昭和台)、P(SO) 外 一 名 日 君	ק ו	提出
(ヤ三)2 名君	三 名君	日)	者
			予
		i	備送
			衆
ļ		月 -	~
		—	提
ヤ _{NO} 未	名、专门 未	付委員 参	
未	未	議委員	議
了	了	決会 議 会 決議	院
		付委 員 託会	衆
:		議委員決会	議
		議本 会 決議	院
	撤元	備	
	四七	考	

うとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行わ

れております。

委員会におきましては、大学共同利用機関の整備の方針、

学術研究予算の充実、看護婦の養成計画、大学入学者選抜

のあり方、日本語教育の拡充と外国人留学生の受け入れ体

制などの諸問題について、質疑が行われましたが、その詳

細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大学・大学院の充実に必要な諸条件の整備など二

以上、御報告申し上げます。

項目から成る附帯決議を行いました。

国立劇場法の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

要旨

を図ることを加えるとともに、業務内容にそのための劇場ペラ、バレエ、ミュージカル等現代舞台芸術の振興と普及本法律案は、特殊法人国立劇場の設置目的に、新たにオ

の規定の改正を行おうとするものである。施設の設置、公演、実演家等の研修等を加えるなど、

所要

委員長報告

は会議録によって御承知願いたいと存じます。運営のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細劇場の設置に関する経緯と今後の建設計画、完成後の管理委員会におきましては、本劇場施設、いわゆる第二国立

帯決議を行いました。
なお、文化予算の大幅拡充の必要性等五項目から成る附て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

以上、御報告申し上げます。

要旨

り、その主な内容は次のとおりである。著作隣接権の国際的な保護の充実を図ろうとするものであの締結に伴い必要となる国内法の整備を図ることによって、護に関する国際条約(以下「実演家等保護条約」という。)

うことになる締約国の実演等を追加すること。に、「実演家等保護条約」により我が国が保護義務を負一、著作権法により保護を受ける実演、レコード及び放送

る相互主義の原則に基づいた措置を定めること。家等の保護期間について、「実演家等保護条約」が認め二、商業用レコードの二次使用料の支払い義務または実演

する規定を新たに適用すること。を有しない外国人の実演家についても、著作隣接権に関三、これまで保護の対象とされていなかった国内に常居所

四、その他関係規定の整備を行うこと。

効力を生ずる日から施行することとし、所要の経過措置五、この法律は、「実演家等保護条約」が日本国について

を講ずること。

委員長報告

うものであります。

「大だいま議題となりました法律案につきまして、文教委を、が生じる他の締約国における実演、レコード及び放送を、護に関する国際条約の締結に伴い、同条約により保護の義護に関する国際条約の締結に伴い、同条約により保護の条務が生じる他の締約国における実演、レコード製作者及び放送機関の保護のにおける審査の経過と結果を御報告申し上げます。

承知願いたいと存じます。本件の整備、激増する私的録音・録画や複写・複製への対応など当面する諸課題、その他文教行政のあり方などにつ応など当面する諸課題、その他文教行政のあり方などにつるなど当面する諸課題、その他文教行政のあり方などにつる。

を行いました。
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
て原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

内閣提出法律案 (五件)

	2	番	- 1
	法律案加工食品の表示の適正化に関する	件	
·	外 二 名 元	(月日)	提出者
•	- 5名名	付月日	予備送
		出月日	や 衆 へ 提
	元、玉宝	付委員 託会	参
	未	議委 員 決会	議
-	了	議本会決議	院
-	元、兵(予)	付委 員 託会	衆
		議委 員 決会	議
		議本 会 決議	院
		備考	

本	76	54	53	26	25	番号	
完議員 提出 去 聿案 (五 牛)	の総合的施設の整備の促進に関する法律空民間事業者による老後の保健及び福祉のな	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正	律の一部を改正する法律案原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法	日本労働協会法の一部を改正する法律案	関する法律の一部を改正する法律案雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に	件	
	案ため						
	参 	"	"		衆	院議先	-
	1772	=	=	_	元、二三	月提	-
	四四四		三三	三	IIII.	日出	
	五 <u>六</u> 可	(予)	(予 <u>三</u> 可	(予)	元、三元、	付委 員 託会	4.4
	可べ、決	可	可 次 一 次 一 の 一 の 一 の 一 の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の	可	可元、奈三	議委 員 譲 決会	T-CASIF.
	可究为	可交三	0	可	可元、	茂 本 院 決議	
	(予) 可			门宣	元、三三	付委 員 託会	•
	可	修五三	修五云宝		修元、吾宣	議委員 議	ioko
	可	修	修	可不決	修元、	議本院	
						備	
						考	

6	3	番 号	1
律案 歯科衛生士法の一部を改正する法	原子爆弾被爆者等援護法案	件名	
(元、六三) 委 員 長	外十一名	月	提出
六 五長働	五三 三 名君	旦	者
元	元	l	子
六	五二世	月日	備送
 元	<u> </u>		本
☆☆ 元、 ☆☆ 元、		月	院へ
	元	日 付委	提
		員	参
(予) 元	予一	託会	9
叩元		議委 員	議
次 決 (5)		決会	LH24
可元		議本	院
決至		会決議	DL.
	元	付委	
	-	員	衆
	五二四	託会	,,,
	未	議委 員	議
		決会	HEX.
可元		議本	院
次 決	了	会決議	270
		備	上 育
÷		_	
		考	7

衆議院議員提出法律案(二件)

112 3 国 会	112 2 国 会	112 1 国 会	109 3 国 会	番号
戦時災害援護法案	林業労働法案	通年雇用の促進に関する法律案域における建設業等関係労働者の積雪又は寒冷の度が著しく高い地	育児休業法案	件
外山本正和君 (五三)名	外 本 万 三 君	外 六 名	(昭和六八八三) 米久八重子君	(月 提 出 日)
				付子月備日送出衆
				月へ日提
平三	五、九	<u> </u>	容、公宝	付委 参
未 .	未	未	未	議委 員 議 決会
7	7	. J	7	議本 会 院 決議
				付委 員 衆 託会
				議委
				議本 院 決議
				備
			 	考

国会の承認を求めるの件(一件)

1	番 号		
件でその出張所の設置等に関し承認を求めるのびその出張所の設置等に関し承認を求めるのき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ	件		
参	院議先		
元	月	提	
三 元	日出		
元	付委		
11711	員 紅 女	参	
三 承元	託会議委		
	員	議	
	決会		
承元	議本会	院	
表 - 認	決議		
元、	付委		
争云	員	衆	
(子三) 一 承元、	託会 議委		
	員	議	
惠 <u></u> 惠元	決会 議本 会院		
·			
認言	決議		
	備		
	考		

部を改正する法律案(閣法第二五号)雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一

要旨

なお、衆議院において、短時間労働者に関する経過措置するための措置を講ずるものである。事業を統合するとともに、これらの事業の財政基盤を強化本法律案は、短時間労働者についてその就業実態に応じ

等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、雇用保険法の一部改正

1 短時間労働被保険者に係る一般被保険者の求職者給

付の特例

(1)

について、次のような特例を設けること。(短時間労働被保険者)が失業した場合の求職者給付働大臣の定める時間数未満の者)である被保険者適用事業に雇用される通常の労働者に比し短く、労短時間労働者(一週間の所定労働時間が、同一の

十一日以上である月を二分の一ヵ月として計算すたであったときに支給すること。この場合、被保険者期間が通算して六ヵ月以対象期間とし、被保険者期間が通算して六ヵ月以上であったときに支給すること。この場合、被保険者について、その日数を一年に加算した期間を算定について、その日数を一年に加算した期間を算定について、その日数を一年に加算した期間がある被保険者の場所がある。

ること。

- 四百十円とすること。
 百八十で除して得た額を原則とし、最低額を二千② 賃金日額 離職直前に支払われた賃金の総額を
- すること。 期間等に応じ、九十日から二百十日までの日数と 別間等に応じ、九十日から二百十日までの日数と③ 所定給付日数 受給資格者の年齢及び被保険者
- 間に応じて五十日分から百日分までとすること。様の特例を設けるほか、給付金の額は、被保険者期期間の計算、賃金日額等について一般被保険者と同期間の計算、賃金日額等について、被保険者にの 短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者に
- としないこと。 短期の雇用につくことを常態とする者は、被保険者の 短時間労働者であって、季節的に雇用される者、
- 2 雇用保険四事業の再編

雇用安定事業と雇用改善事業を統合し、被保険者等

る助成等を行うことができること。大等を図るため、雇用安定事業として、事業主に対すに関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増

二、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正二、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

三、施行期日等

- 原則として引き続き一般被保険者として取り扱うこと日の前日の労働時間以上である限り(衆議院において時間労働者については、一週間の所定労働時間が施行 本法律の施行前において、一般被保険者であった短

ができること。

よる追加)。 ・政府は、この法律の施行後適当な時期において、短 ・政府は、この法律の施行後適当な時期において、短

委員長報告

働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げただいま議題とりました二法律案につきまじて、社会労

告まで確保できることとすること等であります。 る法律の一部を改正する法律案の主な内容は、短時間労働 会について、雇用保険法の適用拡大を図ることとし、失業 者について、雇用保険法の適用拡大を図ることとし、失業 を定事業と雇用改善事業を統合すること、雇用安定資金の 残高について、統合後の三事業に係る保険料の徴収等に関す は、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関す

> あります。 る問題についての総合的な調査研究体制を整備するもので団の設置する雇用職業総合研究所を移管して、労働に関す

会議録によって御承知願います。等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は用保険法改正内容の周知徹底、日本労働研究機構の中立性用保険の適用基準、雇数、パートタイム労働者に対する雇用保険の適用基準、雇委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進

致をもって付されております。

なお、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関すなお、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、附供外の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、附近条法の法果、両案は全会一致をもっ質疑を終了し、順次採決の結果、両案は全会一致をもっ

以上、御報告申し上げます。

日本労働協会法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

要旨

改め、労働に関する総合的な調査研究等を行うこととする本法律案は、日本労働協会の名称を日本労働研究機構に

労働協会の名称を日本労働研究機構に改め、雇用促進事業

次に、日本労働協会法の一部を改正する法律案は、日本

置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。 とともに、雇用促進事業団の業務の一部を移管する等の措

一、題名の改正等

いう。)に改称すること。 に、日本労働協会を日本労働研究機構(以下「機構」と 法律の題名を「日本労働研究機構法」に改めるととも

一、目的の改正 ること。 を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般 関する内外にわたる情報及び資料の収集、整理及び提供 の労働問題に関する知識と理解を深めることを目的とす 機構は、労働に関する総合的な調査研究並びに労働に

三、業務の改正

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行うこ

ځ

- 1 労働に関する問題についての総合的な調査研究
- 2 労働に関する内外にわたる情報、資料の収集・整理
- 3 1及び2の業務に係る成果の提供
- 4 労働に関する問題についての研究者及び有識者の海

外からの招へい及び海外への派遣

5 労働組合及び使用者団体等の行う労働教育活動に対

する援助

6 前各号に掲げるもののほか、その目的達成に必要な

業務

四、役員に関する規定の改正

機構に、新たに理事長一人を置くとともに、理事の定

数を四人以内とすること。

五、資本金に関する規定の新設

に出資されたものとされる金額(約四十六億円の予定) から出資された十五億円及び六の2により政府から機構 の運用によって得るための基金に充てるものとして政府 機構の資本金は、事業の運営に必要な経費の財源をそ

六、雇用促進事業団の業務の一部移管等 の合計額とすること。

業務及びそのために雇用促進事業団が設置している雇 雇用促進事業団が行う職業の安定に関する調査研究

機構は、当該業務に従事する職員の身分を承継するこ

用職業総合研究所の施設を機構に移管するとともに、

ڮ٥

2 職業の安定に関する調査研究業務に必要な資金に充

政府から機構に対して出資されたものとすること。額として労働大臣が定める額は、この法律施行の時に、てるため政府から雇用促進事業団に対して出資された

七、施行期日

この法律は、平成二年一月一日から施行すること。

委員長報告

九三ページ参照

する法律案(閣法第五三号)原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正

要旨

容は次のとおりである。
本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、

一、医療特別手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、

原子爆弾の障害作用に起因する負傷または疾病の状態に ある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であって、現に 当該負傷または疾病の状態にあるものに支給する医療特 当該負傷または疾病の状態にあるものに支給する医療特 当該負傷または疾病の状態にあるものに支給する医療特 当該負傷または疾病の状態にあるものに支給する医療特 当該負傷または疾病の状態にあるものに支給する疾病の状態に

二、特別手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の障害作用に起因する負傷または疾病の状態にないものに支給する特別手当該負傷または疾病の状態にないものに支給する特別手当該負傷または疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額四万千三百円から四万千六百円(平成元年四月分から)、四万二千六百円(同年十月分から)に原子爆弾を爆者の医療等に関する法律の規定により、引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引き上げ

円(同年十月分から)に引き上げること。三万八千八百円(平成元年四月分から)、三万九千八百名原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万八千五百円から原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給す

四、健康管理手当の額の引き上げ

五、保健手当の額の引き上げ

原生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額二万七千五百円から、一方三千九百円(平成元年四月分から)、二万八千四百円(同支給する保健手当の額を、月額二万七千五百円から二万七支給する保健手当の額を、月額二万七千五百円から二万七方三千九百円(平成元年四月分から)、二万八千四百円(同方三千九百円(平成元年四月分から)、二万八千四百円(同年十月分から)に引き上げること。

六、物価スライドによる手当額の自動改定措置

指数の変動を基準として改定することとし、この改定の平成二年度以降の手当の額を、前年の全国消費者物価

七、施行期日

措置は政令で定めること。

この法律中、手当額の平成元年四月分からの引き上げ

は、平成元年十月一日から施行すること。元年十月分からの引き上げ及び自動改定措置に係る規定から適用すること(衆議院修正)。 また、手当額の平成に係る規定は、公布の日から施行し、平成元年四月一日

委員長報告

げます。
労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会

す。

でついて、自動物価スライド方式を導入するものでありまるとともに、平成二年度以降の医療特別手当等の額の改定
るとともに、平成二年度以降の医療特別手当等の額を引き上げ一部を改正する法律案は、医療特別手当等の額を引き上げまず、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律のます。

ます。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する次に、戦傷病者戦没者遺族年金等の額を引き上げるととも法律案は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるととも、近れ、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する

法第五四号) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図れた。

、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額の引き上げ

扶養加給の額についても引き上げること等とすること。元年四月分から四百七十万四千円に増額するとともに、病、第一項症の場合、現行の四百六十一万千円を平成障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷

遺族年金及び遺族給与金の額の引き上げ

一、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正・大四百円を平成元年四月分から百五十九万六千三百円とするとと・中成元年八月分から百五十九万六千三百円とするとともに、障害年金受給者が死亡(平病死)した場合に係る額についても引き上げること等とすること。

要旨

三、施行期日

から適用すること(衆議院修正)。この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日

委員長報告

九六ページ参照

整備の促進に関する法律案(閣法第七六号)民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の

要旨

民間事業者が地域において保健サービス及び福祉サービスな生活を営むことのできる地域社会の形成に資するため、増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らか本法律案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の

り、その主な内容は次のとおりである。一群の施設の整備を行うことを促進しようとするものであ(以下「保健福祉サービス」という。)を総合的に提供する

一、特定民間施設の定義

1 住民の老後における疾病予防のための適切な運動及げる施設から構成されるものをいうものとすること。携の下に地域において保健福祉サービスを総合的に提供携の下に地域において保健福祉サービスを総合的に提供

- び老人に対する機能訓練を行う施設
- 供与する施設(老人福祉センターを除く。)の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に2 老人に対して、各種の相談に応じるとともに、教養
- 置されるもの

 3 身体上または精神上の障害があって日常生活を営む
 3 身体上または精神上の障害があって日常生活を営む
- を供与する施設(特別養護老人ホーム等を除く。)4 老人を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜

二、基本方針

1 厚生大臣は、特定民間施設の整備に関する基本的な事項、特定民間施設の施設設備及び運営に関する事項、特定民間施設の施設設備及び運営に関する事項、特定民間施設の施設設備及び運営に関する事項、とすること。

なければならないものとすること。 るときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議し2 厚生大臣は、基本方針を定めまたは変更しようとす

三、整備計画の認定等

- 1 特定民間施設の整備事業を行おうとする者は、整備
- を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意ものとすること。この場合において、都道府県が意見らかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならない2 厚生大臣は、計画の認定をしようとするときは、あ

見を聴かなければならないものとすること。

消しができるものとすること。 実施状況に関する報告徴収、改善命令及び認定の取り者 (以下「認定事業者」という。)に対し、その事業の画」という。)に係る特定民間施設の整備の事業を行う 。 厚生大臣は、認定を受けた整備計画(以下「認定計

四、課税の特例

に、地方税法の規定にもかかわらず、特別土地保有税を 特別償却することができるものとすること。また、市町 村は、認定計画に従って整備される特定民間施設の用に 供する家屋の敷地である土地のうち一定のものに対して は、地方税法の規定にもかかわらず、特別土地保有税を は、地方税法の規定にもかかわらずること。

五、資金の確保並びに指導及び助言

従って行われる特定民間施設の整備事業の実施に関し必確保に努めるとともに、認定事業者に対し、認定計画にて特定民間施設の整備事業を実施するのに必要な資金の国及び地方公共団体は、認定事業者が認定計画に従っ

要な指導及び助言を行うものとすること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

委員長報告

げます。 労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上 ただいま議題となりました本法律案につきまして、社会

本法律案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の本法律案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の本法律案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の本法律案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の本法律案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の等の支援措置等であります。

実等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細福祉における地方公共団体の役割、在宅福祉サービスの充委員会におきましては、公的保健福祉サービスとの連携、

は会議録によって御承知願います。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって脱委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党沓

原案どおり可決すべきものと決しました。

されております。
なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付

以上、御報告申し上げます。

歯科衛生士法の一部を改正する法律案(衆第六号)

要旨

おりである。
本法律案は、歯科衛生士の資質の向上及び地域住民に対本法律案は、歯科衛生士の資質の向上及び地域住民に対

二、歯科衛生士免許を与える者を厚生大臣とすること。ま指導をなすことを業とすることができるものとすること。一、歯科衛生士は、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健

ででの世界には、その指定する者(以下「指定登録機関に関しを行わせることができるものとし、指定登録機関に関する事務という。)に、歯科衛生士の登録の実施等に関する事務た、厚生大臣は、その指定する者(以下「指定登録機関」

所要の規定を置くこと。

の規定を置くこと。わせることができるものとし、指定試験機関に関し所要という。)に、歯科衛生士試験の実施に関する事務を行三、厚生大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」

わしい名称を使用してはならないものとすること。四、歯科衛生士でない者は、歯科衛生士またはこれに紛ら

五、施行期日等

- 範囲内において政令で定める日から施行すること。 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない

委員長報告

九六ページ参照

認を求めるの件(閣承認第一号)督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監

要旨

じてきている。 域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生 「環として、その一部を整理統合するとともに、近年の地 労働基準監督署及び公共職業安定所に関し、行政改革の

本件は、右の理由による昭和六十三年度の再編整理に伴い、中央労働基準監督署ほか労働基準監督署六ヵ所並びにか、中央労働基準監督署はか労働基準監督署六ヵ所並びに条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたもので条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたもので、中央労働基準監督署はか労働基準監督署六ヵ所並びに条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたもので、中央労働基準監督署に出て、中央労働を対して、国会の承認を求めてきたもので、中央労働を対して、国会の承認を求めている。

委員長報告

げます。
労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上ただいま議題となりました承認案件につきまして、社会

であります。 われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。 行政サービス水準の確保等の諸問題につきまして質疑が行 張所の設置等を行うことについて国会の承認を求めるもの るため、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出 質疑を終了し、採決を行いましたところ、本件は多数を 委員会におきましては、労働行政における基本的姿勢、 本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図

もって承認すべきものと決しました。 以上、御報告申し上げます。

内閣提出法律案(五件)

					番
65	58	57	42	27	号
森林の保健機能の増進に関する特別措置法案	する法律案特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関	農用地利用増進法の一部を改正する法律案	肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案	特定農産加工業経営改善臨時措置法案	件
"	"	衆	参	衆	院議先
				元	月提
三	即门回	当间	F10	11/11/11	日出
	_	_		元	付委
(字 子 (子)	(予) 可	(予 <u>完</u> 可	≡ , 10	元、	員 託会
	可	可	可	可元	議委
	決三	<u> </u>	決六	<u> </u>	員 決会
:	ΠJ	可	可	可元、	議本
	次 決三	<u> </u>	次 決 元	決三	会院決議
	, cour		7.0	元、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	付委
틀	F11	五二	(学)	₹	員 衆 託会
三元 継	<u> </u>	<u>美</u> 可	三 (予) 可	元、 三、 二 元、	議委
続	次云	六 決 <u>云</u>	六 決		員 議 決会
審	可可	可	可	可元	決会 議本 会 院
査	次六次	六 決 <mark>六</mark>	次 決 三	決可 決力 表面元、 次八	会 決議
		:			備考
					75

2	番 号		
改正する法律案農業協同組合合併助成法	#		
の 一 部 を	2	1	
(元 、	月	提出	
水三是產	月)	者	
元	付月日	予備	
元、	出月	送 本院	
明二	日日	へ提	
元、三四 (予) 元	付委員会	参	
可元、	議委 員 決会	譲	
可元、三三、	議本会決議	院	
	付委 員 衆 託会		
	議委 員 決会	議	
可元、	議本 会 決議		
<u>Pu</u>	備		
	考		

特定農産加工業経営改善臨時措置法案(閣法第二七号)

要旨

本法律案は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営の改善を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産が工品等の輸入に係る事

を、特定農産加工業として指定することとする。一、輸入に係る事情の著しい変化により影響を受ける業種

組合等は、経営の改善を図るための措置または事業提携二、特定農産加工業者またはこれを構成員とする事業協同

に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けるこ

とができることとする。

等についての特別償却、その他税制上の特例措置を講ず 業金融公庫が貸し付けることができることとするほか、 設備廃棄に係る欠損金の繰り越しの特例、取得した機械 設備廃棄に係る欠損金の繰り越しの特例、取得した機械 設備廃棄に係る欠損金の繰り越しの特例、取得した機械

効力を失うこととする。四、この法律は、施行の日から五年を経過した日に、その

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会

における審査の経過と結果を御報告いたします。

す。善を図るため、所要の措置を講じようとするものでありま情の著しい変化にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改情の著しい変化にかんがみ、特定農産加工品等の輸入に係る事本法律案は、最近における農産加工品等の輸入に係る事

議録によって御承知を願います。
・農産加工業への影響、農産加工業の現状、農産加工業に、農産加工業のの影響、農産加工業の現状、農産加工業に、農産加工業の影響、農産加工業の現状、農産加工業に

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
討論終局の後、採択の結果、本法律案は、多数をもって代表して下田委員より、反対である旨の発言がありました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を

なお、本法律案に対し、七項目にわたる附帯決議を行い

以上、御報告いたします。

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(閣法第四二号)

ました。

要旨

十日をもって廃止しようとするものである。
沢にかんがみ、肥料価格安定臨時措置法を平成元年六月三本法律案は、最近における農業及び肥料工業をめぐる状

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。本法律案は、最近における農業及び化学肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料価格安定臨時措置法を本年六月三十日をもって廃止しようとするものであります。 「質疑終局の後、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行われずお、不法律案に対し、会議録によって御承知を願います。 「質疑終局の後、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行いたおお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行われるお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行いたおは、会議のと決定いたしまして、委員会における審査のと決定いたしまして、委員会における場所を表表して、会員会における場所を表表して、会員会における場所を表表して、会員会における場所を表表して、会員会における場所を表表して、会員会における事が表表して、会員会における。

以上、御報告いたします。

農用地利用増進法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

要旨

一、実施方針に定める事項の追加本法律案は、最近の農業及びこれをめぐる諸情勢の推移を生命をする。のとするものであって、その主な内容は次のとおりである。体による農用地の利用調整活動を活発化するとともに、遊べによる農用地の利用調整活動を活発化するとともに、遊業のあり方についての合意形成を図りつつ、関係機関・団業のあり方についての合意形成を図りつつ、関係機関・団業のあり方についての合意形成を図りつつ、関係機関・団業のあり方についての合意形成を図りつつ、関係機関・団業のあり方に対している。

進すべき農業構造の改善に関する目標等を追加することめる実施方針に、農用地利用増進事業の実施を通じて促市町村が農用地利用増進事業を行おうとするときに定

二、農用地の利用関係の調整の推進

とする。

き農用地の利用関係の調整に努め、利用権設定等促進事画について市町村の認定を受けた者からの申し出に基づ農業委員会は、農業経営の規模の拡大を図るための計

業の実施を市町村に要請することとする。

ることとする。 作業の受委託のあっせん、受託農業者の組織化等に努めとを市町村へ申し出ることができることとし、また、農関係の調整を行い、農用地利用増進計画を定めるべきこ関係の調整を行い、農用地利用増進計画を定めるべきこ

三、遊休農地に関する措置

する。 保有合理化法人による買い入れ等の協議ができることとめ、農業委員会による指導、市町村長による勧告、農地遊休農地について、その農業上の利用の増進を図るた

四、農業関係機関・団体の協力

とする。

う、相互に連携を図りながら協力するように努めること
農用地利用増進事業の円滑な推進に資することとなるよ
農業委員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人は、

委員長報告

会における審査の経過と結果を御報告いたします。ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員

の推進のための調整手続、遊休農地の利用増進のための措えまず、農用地利用増進法改正案は、農用地利用増進事業

置等について定めようとするものであります。

次に、特定農地貸付け法案は、農地法等に関し所要の特

例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、

審査を行いました。

レクリェーション農園の振興策等でありますが、その詳細び農業委員会による農用地利用調整、農作業受委託の促進、大の進め方と担い手の確保、遊休農地の有効利用、農協及質疑の主な内容は、両法律案の基本的な考え方、規模拡

反対である旨の発言がありました。 入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、 質疑を終局し、農用地利用増進法改正案について討論に は、会議録によって御承知を願います。

ました。
なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議を行いって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。計論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をも

次に、特定農地貸付け法案について討論に入りましたと

の発言がありました。ころ、日本共産党を代表して下田委員より、反対である旨

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をも

って原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議を行い

ました。

以上、御報告いたします。

法第五八号)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案(閣

要旨

って、その主な内容は次のとおりである。
農地法等に関し所要の特例措置を講じようとするものであして、地方公共団体等が行う特定の農地貸し付けについて、び農業者以外の者の農作業に対する関心の高まり等に対応

一、特定農地貸し付けの定義

組合が行う農地の貸し付けで、小面積の農地につき相当特定農地貸し付けとは、地方公共団体または農業協同

の要件に該当するものをいうこととする。数の者を対象として定型的条件で行うものであること等

二、特定農地貸し付けの承認

こととする。
農業委員会に提出して、その承認を求めることができるけを行おうとするときは、申請書に貸付規程を添えて、・地方公共団体または農業協同組合は、特定農地貸し付

三、農地法等の特例

規定を適用除外とすることとする。の許可を不要とするとともに、耕作権の保護等に関するための農地の権利の取得については、農地法の権利移動農業委員会の承認を受けた特定農地貸し付け及びその

委員長報告

一〇六ページ参照

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆第二号)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、合併しようとする農業協同組合は、この法律の施行の一、合併しようとする農業協同組合は、この法律の施行の工、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合に二、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合について法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置を講ずついて法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置を講ずるものとする。

委員長報告

であります。

における審査の経過と結果を御報告いたします。

における審査の経過と結果を御報告いたします。

であります。

のであります。

その詳細は会議録によって御承知を願います。価格、繭糸価格のあり方等について質疑が行われましたが、委員会におきましては、農協合併の必要性、畜産物政策

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を

	以上、御報告申し上げます。 案どおり可決すべきものと決定いたしました。	対論を引う後、系代の告長、は長津高は多女と言って記ました。代表して下田委員より本法律案に反対する旨の発言があり、

番 10 72 36 35 34 33 32 号 置法案 備の促進に関する臨時措置法の一部を改正す、民間事業者の能力の活用による特定施設の整 る法律案 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正す 中小企業事業団法の る法律案中小企業投資育成株式会社法の一部を改正 部を改正する法律案小規模企業共済法及び中小企業事業団法の 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案 件 ŀ ウェア供給力開発事業推進臨時 部を改正する法律案 名 す 措 参 " " 衆 院議先 朿 月 提 壳完 듯 三,三 듯 三 듯 픚 出 日 付委 灻 四二 (予) 員 () 三 (子) 至 (学元 参 託会 可 可 可 可 可 可 可元 議委 員 議 兲 <u>泱</u> 듯 決芸 次 決三 決芸 次 決三 た 決 ご 決会 미 П 可 可 可 可 可元 議本 院 숲 <u>澳</u>芸 次 決元 次 決三 決芸 決三 六 決三 決議 付委 亢 員 予三 芸 듯 픚 듯 긎 衆 ≒ 託会 可 可 可 Ħ 可 可 可元 議委 員 議 六 決四 六 決 洪 決芸 次元 決一 決运 決会 ī 可 Ħ ΠĪ 可 可元 議本 院 会 次 決 <u>六</u> 決亭 <u>六</u> 決六 ベ 次六 、 決 六 = 決元 決議 決九 備 考

内閣提出法律案(七件)

第一〇号)繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法

要旨

るものであって、その主な内容は次のとおりである。進するため、新たな実需対応型供給体制を構築しようとす種、少量、短サイクル化等の変化に対応し、構造改善を推入り量、短サイクル化等の変化に対応し、構造改善を推入 はま (表が国の繊維産業が近年の円高基調の定着、本法律案は、我が国の繊維産業が近年の円高基調の定着、

一、法律の廃止期限の延長

延長する。本法律の廃止期限を、平成六年六月三十日まで五年間

二、基本指針に定める事項の追加

通商産業大臣が基本指針に定める事項に「繊維工業の

構造改善の基本的な方向」を追加する。

三、構造改善事業計画の承認の制度の改正

相互に密接に関連する繊維事業者等の連携に関する計画構造改善事業計画の承認の制度について、その事業が

に対するものとする。

四、構造改善円滑化計画の承認の制度の創設

計画の承認を受けることができるものとする。構造改善事業の円滑な実施を図るための構造改善円滑化構成員の相当部分が繊維事業者である商工組合等は、

五、繊維工業高度化促進施設の整備

営が効率的に行われるように必要な措置を講ずる。金の確保等の措置を講ずるよう努めるとともに、その運繊維工業高度化促進施設)の整備を図るために必要な資繊維工業の高度化を促進する事業を総合的に行う施設政府は繊維工業の構造改善を効果的に推進するため、

六、繊維工業構造改善事業協会の業務の追加等

正するとともに以下の業務を追加する。繊維工業構造改善事業協会の役員の定員及び任期を改

う。の保証及び同施設の運営を行う者に情報の提供等を行れ、繊維工業高度化促進施設の整備の事業に必要な債務

の普及を行う。 処理を効率的に実施するための調査研究及びその成果2 繊維事業者が繊維製品の生産、流通に関する情報の

七、産業基盤整備基金の業務の追加

産業基盤整備基金の業務に、繊維工業高度化促進施設

の整備の事業に必要な資金の出資等の業務を追加する。

八、その他

固定資産の特別償却等について規定する。承認構造改善円滑化計画の実施に際しての資金の確保、

委員長報告

る審査の経過と結果を御報告申し上げます。の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会におけただいま議題となりました繊維工業構造改善臨時措置法

等の措置を講じようとするものであります。著しい変化、すなわち円高の定着、アジア新興工業地域のおい上げ等による輸入の増大、消費の多様化等に対応する追い上げ等による輸入の増大、消費の多様化等に対応する追い上げ等による輸入の増大、消費の多様化等に対応する方が応して適時、適量に繊維製品を供給する体制を構築するが応して適時、適量に繊維製品を供給する体制を構築するとともに、繊維工業の構造改善として、需要動向に表するとともに、繊維工業の構造改善として、需要がある。

(ごついて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りを員会におきましては、繊維産業の現状と将来の展望等

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

「実施指針」の策定

以上、御報告申し上げます。て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

特定新規事業実施円滑化臨時措置法案(閣法第三二号)

要旨

本法律案は、新たな経済環境に即応した産業分野の開拓本法律案は、新たな経済環境に即応した産業分野の開拓本法律案は、新たな経済環境に即応した産業分野の開拓

一、「特定新規事業」の定義

通商産業大臣は、特定新規事業の実施に関する指針に

- ついて、次に掲げる事項を定める。
- る事項
 「新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓に関す
- 口 特定新規事業の内容
- 回 特定新規事業の実施方法
- 四 その他特定新規事業の実施に際し配慮すべき事項
- 三、実施計画の認定
- 出する。
 沿って、実施計画を作成し、これを通商産業大臣に提出が特定新規事業を実施しようとする者は、実施指針に
- 要件に適合するものであると認めるときは、認定をすい、通商産業大臣は、提出された実施計画が実施指針の

る。

なお、実施計画の変更等について所要の規定を設け

る。

四、産業基盤整備基金の業務

産業基盤整備基金は、特定新規事業の実施を円滑化す

るため、次の業務を行う。

□ 認定された特定新規事業の実施に必要な資金調達の

□□認定された特定新規事業の実施に必要な資金の出資ために発行する社債及び資金借り入れに係る債務保証

一特定新規事業に関する情報の収集、整理及び提供一認定された特定新規事業の実施に必要な資金の出

四 当該業務に関する附帯業務の実施

五、社債発行限度の特例

資産額のいずれか少ない額の二倍を上限とする。資産額のいずれか少ない額の二倍を上限とする。資産額のいずれか少ない額の二倍を上限とする。資産額のいずれか少ない額の二倍を上限とする。

六、報告の徴収及び罰則

認定事業者に対する報告の徴収及び罰則について規定

を設ける。

七、その他

ものとする。
なお、本法律は平成八年五月二十九日までに廃止する分の払い戻しについて、所要の規定の整備を行う。
政府及び日本開発銀行以外の基金出資者に対する持ち

委員長報告

果を御報告申し上げます。措置法案につきまして商工委員会における審査の経過と結合がいま議題となりました特定新規事業実施円滑化臨時

あります。

資金の供給を円滑化する仕組みを整備しようとするもので
拓を促進するため、リスク性の高い新規事業に対し、民間
本法律案は、新たな経済的環境に即応した産業分野の開

ける等の措置を講じることとしております。 整金の業務に新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する新株引受権付社債につき発行限度の特例を設めに発行する新株引受権付社債につき発行限度の特例を設めに発行する新株引受権付社債につき発行限度の特別を選集を開かるとともに、産業基盤整備実施計画の認定等について定めるとともに、産業基盤整備

川理事より反対の意見が述べられました。
で質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。
で質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。
で質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案ど

おり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案(閣法第

要旨

三三号)

本法律案は、電子計算機の高度利用の進展に伴うプログラムの深刻な供給不足に対応するため、三大都市圏等のソラムの深刻な供給不足に対応するため、三大都市圏等のソラムの深刻な供給不足に対応するため、三大都市圏等のソラムの深刻な供給不足に対応するため、三大都市圏等のソラムの深刻な供給不足に対応するため、三大都市圏等のソラムの保護でである。

一、基本指針の策定・公表

主務大臣は、プログラムの供給不足の状況、見通し及

定め、これを公表する。事業を行う者の要件、内容に関する事項等の基本指針を進に関する基本的な方向、地域ソフトウェア供給力開発びこれに対応した地域ソフトウェア供給力開発事業の推びこれに対応した地域ソフトウェア供給力開発事業の推

二、事業計画の承認等

臣の承認を受けなければならない。
る。また、事業計画を変更しようとするときは、主務大事業計画を策定し、主務大臣の承認を受けることができ、地域ソフトウェア供給力開発事業を行おうとする者は、

三、情報処理振興事業協会(IPA)の行う地域ソフトウ

ェア供給力開発事業推進業務

Aの業務の監督等に関する規定を設ける。ての指導、助言等の業務を行うこととする。また、IP金の出資、必要な教材の開発、承認計画の実施にあたっ金の出資、必要な教材の開発、承認計画の実施にあたっぽ事業者の行うソフトウェア供給力開発事業に必要な資料を表現しています。

四、雇用促進事業団の行う出資業務

に必要な資金の出資等を行うこととする。のほか、IPAに対して、ソフトウェア供給力開発事業雇用促進事業団は、雇用促進事業団法に規定する業務

五、負担金についての損金算入の特例

六、承認事業者等に対する能力開発事業としての助成及びた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、損給力開発事業に係る基金に充てるための負担金を支出し公益法人である承認事業者が行う地域ソフトウェア供

援助

で、必要な助成及び援助を行うものとする。等に対して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業とし技能の向上を図るために必要な措置を講ずる承認事業者技能の向上を図るために必要な措置を講ずる承認事業者をの所は、プログラム業務従事者たる労働者に関しこの

七、その他

務大臣、罰則等に関する規定を設ける。政府の資金確保、承認事業者に対する報告の徴収、主

委員長報告

まず、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました四法律案につきまして、商工

ます。 で、人材育成、ソフト技術の地域への定着化等のための事業を行うソフトウェア供給力開発事業に対し、情報処理振業を行うソフトウェア供給力開発事業に対し、情報処理振業を行うソフトウェア供給力開発事業に対し、情報処理振業を行うソフトウェア供給力開発事業に対し、情報処理振ります。

とするものであります。事業団の余裕金の運用方法を拡大する等の措置を講じようともに、共済金の分割支給制度を導入するほか、中小企業ともに、共済契約の掛金月額の最高限度を引き上げると小規模企業共済契約の掛金月額の最高限度を引き上げると次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法改正案は、

ましたが、羊田は会議録こ譲ります。委員会では、以上四案を一括して議題とし、質疑が行わ

れましたが、詳細は会議録に譲ります。

市川理事より反対の意見が述べられました。エア供給力開発事業推進臨時措置法案に対し、日本共産党質疑を終わり、討論に入りましたところ、地域ソフトウ

決定いたしました。は全会一致をもって、何れも原案どおり可決すべきものと推進臨時措置法案は、多数をもって、中小企業関係三法案次いで、採決の結果、地域ソフトウェア供給力開発事業

以上、御報告申し上げます。

律案(閣法第三四号) 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法

要旨

じようとするものであって、その主な内容は次のとおりでに係る掛金月額の最高限度を引き上げる等必要な措置を講規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業共済契約本法律案は、最近における経済事情の変化に対応し、小

ある。

、小規模企業共済法の一部改正

→ 掛金月額の最高限度を現行の五万円から七万円に引

き上げる。

方法により支給することができることとする。 一時金として支給されている共済金を、分割払いの

二、中小企業事業団法の一部改正

小規模企業共済に係る余裕金の運用方法の範囲の拡大

を行う。

委員長報告

一一五ページ参照

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(閣法

第三五号)

要旨

て発行する株式の引受け及び保有を追加しようとするもの資育成株式会社の新規事業として、株式会社の設立に際し化を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業投本法律案は、中小企業の自己資本による資金調達の円滑

である。

委員長報告

一一五ページ参照

中小企業事業団法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

要旨

本法律案は、最近の我が国の中小企業をめぐる経済事情ある。

一、中小企業事業団の業務追加

援する事業に係る貸付及び出資を追加する。中小企業事業団の業務に、中小企業構造の高度化を支

二、出資資金の設置

けることとし、その経理規定等を整備する。 中小企業事業団の一の業務等に関して、出資資金を設

三、その他

理事及び監事の任期を変更し、二年とする。

委員長報告

一一五ページ参照

る臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関す

要旨

追加する等所要の改正を行おうとするものである。 をな発展の基盤の充実に資する特定施設として、旅客その他の港湾を利用する者を対象とする港湾の有する機能及び他の港湾を利用する者を対象とする港湾の有する機能及び他の港湾を利用する者を対象とする港湾の有する機能及び本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化に対

以上、御報告申し上げます。

委員長報告

する法律案につきまして商工委員会における審査の経過とる特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用によ

結果を御報告申し上げます。

講じようとするものであります。 電気通信機能を有する施設と一体的に整備されるインテリーでは、とうでは、大学のでは、大学のででは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学では、大学に はいい かい 本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化にか 本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化にか

おり可決すべきものと決定いたしました。
次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案ど川理事より反対の意見が述べられました。
「会員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

○運輸委員会

内閣提出法律案(二件)

38	37	13 5	
する法律案 特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正	法の一部を改正する法律案日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構	*	‡
"	衆	院譲	先
	元	月	提
긎	· デ	日	出
(予 <u>三</u>)	元、平园 元、	付委 員 会 議委	参
<u>奈</u> 決 三 可	<u> </u>) 決会 議本	議
決三	、 <u> </u>	会決議	院
三六可	元、三六	付委員託会	衆
可	可元、共三	議委員決会	譲
可六六次	可元、六八	議本 会 決議	院
		備考	

する法律案(閣法第三七条)日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正	
一部を改	
Œ	

要旨

貸し付けを行うことができることとするとともに、新幹線社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める資金の対し日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による施に資するため、国が当該事業を行う日本鉄道建設公団に本法律案は、新幹線鉄道の建設に関する事業の円滑な実

る資金の一部について交付金を交付することができるよう鉄道保有機構が同公団に対し当該事業に要する費用に充て

委員長報告

にするものである。

部を改正する法律案は、国が日本鉄道建設公団に対し、日まず日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました二法律案について、運輸委員

改正を行おうとするものであります。

お幹線鉄道保有機構が同公団に対し、建設費の一部に充て新幹線鉄道保有機構が同公団に対し、建設費の一部に充て利子貸付金を貸し付けることができることとするとともに、本電信電話株式会社の株式の売り払い収入を原資とする無

本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連のと決定いたしました。

特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案以上、御報告申し上げます。

(閣

要旨

法第三八号)

二、法律の目的を「造船に関する事業における経営の安定

こととする。

に関する試験研究に必要な資金の助成、当該資金の借り一、協会の業務として、新たに民間における高度船舶技術めることとする。

要の規定の整備を図ることとする。

「関する試験研究に必要な資金の助成、当該資金の借りた。
を支援するために必要な業務等を追加することとする。
を支援するために必要な業務等を追加することとする。
「関する試験研究に必要な資金の助成、当該資金の借り

委員長報告

一一九ページ参照

内閣提出法律案(八件)

43 郵便貯金法の一部を改正する法律案									117.
(子)可 次三 (子)可 次三 (五) (子) 可 次三 (子) 可 次 三 (五) 次 次	60	59	47	46	45	44	43	24	番号
月日 女 員会 本 会 議	正する法律案に関する法律の一部を改お年玉付郵便棄書等に関する法律の一部を改	電波法の一部を改正する法律案	郵便年金法の一部を改正する法律案	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	法律案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	郵便貯金法の一部を改正する法律案	金福祉事業団の業務の融自由化対策資金の運	件
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	"	衆	"	参	"	"	"		院議先
(予) 可 次元	_	_			_	_			月 提
(子) 可 次	声	三	三四	三	三世	一四	三二		ļ , , , , ,
T	(予)	(予)	三(10	11/10	(予)	(予)	(子)		員矣
(子) (-1)					可	町	可	可元	議委
大三 大三 大三 大三 大三 大三 大三 大三			決英	決	決三	於10 決	決	六 決 決	!
一				可	可	可		可元	会院
Time			10.九	一个九	N <u></u>			元、	付委
続	三	三二四	(予) 三	(予]	五元		三田	丰	新 記会 記会
続 決三 決三 決三 決三 決会 決力 決力 決力 決力 (備	継	継	•			可	可		1 1
查 查 決三 決三 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 流 (続	続						英 決 <u></u>	決会
在 在 決 決 決 決 決 決 決 決 決 決	審	審					i	l	
	査	査	决言	決圭	決九	· 决力	決九	決九	1
考					:				備
考									
						ı			考

国会の承認を求めるの件(一件)

ſ	1	
2	科	
認を求めるの件放送法第三十七条第二項の規プ	(4	
定に基づき、承	*	á
	院課	·
———— 元	月	提
11/12		出
	付委	
(予)	員 託会	参
承元 、 三六 認	議委員	議
双 承 認 元	決 議 会 議	院
元, 三四	付委 員 託会	衆
承元、 三 認 三	議委員決会	議
承元、 三	議本 会 決議	院
	備	į
	考	÷

NHK決算 (三件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

明対日	明対日		-
書照表及び損益計本放送協会昭和	書と、本放送協会昭和六十年放送協会昭和六十	4 4	ŧ
計算書並びにこれに関する説和六十二年度財産目録、貸借	算書並びにこれに関する説六十一年度財産目録、貸借	*	,
元	(第 昭 百 和	携	
元、 一宅	十宣	#	
岩	(一)三	月日	
元	空和	付委	
元、二宝	至(三)	員 託会	参
		議委	杂单
		負 決会	議
		議本 会	院
_	. 977	決議 付委	<u></u>
元、一宝	<u> </u>	負	衆
_ €	<u>j</u>	託会 議委	4
		員	議
		決会 議本	
		会	院
	百百	決議	
	未 1十二回国会会	備	
	了	考	;

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団

の業務の特例等に関する法律案(閣法第二四号)

要旨

の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金 本法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業

融自由化対策資金から簡易保険郵便年金福祉事業団に資金

を寄託するとともに、同事業団にこの資金を国債等の有価

うにするものである。これにより生じた利益を郵便貯金特別会計に納付させるよ正券の取得、預貯金または金銭信託の方法により運用させ、

委員長報告

員会における審査の経過と結果を御報告いたします。ただいま議題となりました三法律案につきまして逓信委

まず、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金 ものであります。

定めることができるようにすること等の改正を行おうとすっため、従来、政令で定めている郵便貯金の利率について、引き上げ等を行うとともに、金融自由化に的確に対応するの預金者の利益の増進等のため、郵便貯金の預入限度額の次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金

るものであります。

うとするものであります。 省令で定めることができるようにすること等の改正を行お料金の法定制を緩和し、具体的な料金は一定の条件の下に料金の法定制を緩和し、具体的な料金は一定の条件の下に次に、利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律

ます。 委員会におきましては、三法律案を一括して審査し、金 が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願い が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願い の最 の場の送金決済サービスの拡充等の諸問題について質疑 の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場 ででである。 のは、三法律案を一括して審査し、金

次いで、郵便貯金法の一部を改正する法律案について諮

案どおり可決すべきものと決定いたしました。りましたところ、採決の結果、本案は全会一致をもって原

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

要旨

政大臣が定めることができるようにすること等を行おうとついて、一部の郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵に対応するため、従来、政令で定めている郵便貯金利率にに対応するため、従来、政令で定めている郵便貯金利率に

万円に引き上げること。一、郵便貯金の一の預金者の貯金総額を五百万円から七百寸るものであって、その主な内容は次のとおりである。

こ、政令で定める定期郵便貯金については、政令で定める定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率については、政令で定める定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率にたって、利子を付けることができることとすることとする定期郵便貯金については、政令で定める二、政令で定める定期郵便貯金については、政令で定める二、政令で定める定期郵便貯金については、政令で定める二、政令で定める二、政令で定めるについては、政令で定める二、政令で定めるに対しては、政令で定める二、政令で定めるに対しては、政令で定める

きることとすること。いて、現金だけでなく一定の証券等によっても弁済がで四、郵便貯金を担保とする貸付金及びその利子の弁済につ

委員長報告

前ページ参照

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第

四四号)

要旨

定めることができるようにするものである。等に対応し、具体的な料金は一定の条件の下に省令でとってわかりやすいものに改善するとともに、その料金のとってわかりやすいものに改善するとともに、その料金のとってわかりやすいものに改善するとともに、その料金の本法律案は、金融自由化及びエレクトロニクス化の進展

委員長報告

一二四ページ参照

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

要旨

者に関し所要の措置を講ずるとともに、受託国内放送をす滑な実施に資するため、受託放送事業者及び委託放送事業本法律案は、人工衛星の無線局により行われる放送の円

ある。 「ののである。その主な内容は次のとおりでがるほか、日本放送協会の業務の委託等に関する規定を整めるほか、日本放送協会の業務の委託等に関する規定を整めるほか、日本放送協会の業務を行う法人に関し所要の措置を定

一、放送法の一部改正

- 受託放送事業者は、委託放送事業者から、その放送○ 受託放送事業者は、委託放送事業者から、その放送
- 口 委託放送業務の停止を命ずることができることと 合していることについて郵政大臣の認定を受けなけれ がならないこととすること。また、郵政大臣は、委託 放送事業者がこの法律またはこの法律に基づく命令若 しくは処分に違反したときは、三ヵ月以内の期間を定 めて委託放送業務を行おうとする者は、一定の基準に適 すること。
- 三 郵政大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的と

ができることとすること。
に一を限って、放送番組センターとして指定することの確実に行うことができると認められるものを、全国ので、及び公衆に視聴させること等の業務を適正かいできることとすること。

の報告を求めることができることとすること。
の報告を求めることができることとすること。また、監事は、その職
ことができることとすること。また、監事は、その職
の報告を求めることができることとすることとすることとすること。

二、電波法の一部改正

めることとすること。 受託国内放送をする無線局の免許を与えない事由を定

委員長報告

正する法律案につきまして、逓信委員会における審査の経ただいま議題となりました放送法及び電波法の一部を改

過と結果を御報告いたします。

滑な実施に資するため、受託放送事業者及び委託放送事業本法律案は、人工衛星の無線局により行われる放送の円

とするものであります。日本放送協会の業務の委託などに関する規定を整備しよう保管などの業務を行う法人に関し所要の措置を定めるほか、者に関し所要の措置を講ずるとともに、放送番組の収集、

決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきも が送に関する部分を削除する旨の修正案が提出されました。 が送に関する部分を削除する旨の修正案が提出されました。 放送に関する部分を削除する旨の修正案が提出されました。 が送に関する部分を削除する旨の修正案が提出されました。 が送に関する部分を削除する旨の修正案が提出されました。 が送に関する部分を削除する旨の修正案が提出されました。 が送に関する部分を削除する旨の修正案が提出されました。 がされ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきも

は、 は、 は、 なお、 本案に対し、 委託放送事業者の番組編集の自由の はお、 本案に対し、 委託放送事業者の番組編集の自由の

のと決しました。

以上、御報告いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

要旨

本法律案は、最近における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図ろうとに被保険者が死亡したときに保険金を支払う掛け捨て式の保険のみである定期保険について、被保険者の生存中にも保険のみである定期保険について、被保険者の生存中にも保険金を支払うことができる生存保険金を支払う出け捨て式の保険金を支払うことができる生存保険金を支払うとができる生存保険金を支払うとができる生存保険金を支払うとができる生存保険金を支払うといる。

委員長報告

にも、保険金の支払いをする定期保険を設けることができていた、簡易生命保険期間内に被保険者が死亡した場合における審査の経過と結果を御報告いたします。 は、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、現生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、現生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、現生の保険を設けるとができまして通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

るものであります。

及び疾病傷害特約の制度を設けるための改正を行おうとすの疾病及び傷害について、給付金の支払いをする傷害特約の加入者に対する保障内容の充実を図るため、年金受取人の加入者に対する保障内容の充実を図るため、年金受取人の加入者に対する保障内容の充実を図るため、年金受取人のがあります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審査し、簡 場生命保険及び郵便年金の今後のあり方、郵便年金の加入 原度額の引き上げ、国民の自助努力に対する税制優遇措置 の充実、生涯保障商品の開発等の諸問題について質疑が行 の充実、生涯保障商品の開発等の諸問題について質疑が行 が、その詳細は会議録によって御承知願います。 がきものと決定いたしました。 以上、御報告いたします。

要旨

郵便年金法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、

制度を導入しようとするものである。ついて給付金の支払いをする傷害特約及び疾病傷害特約ののであり、その主な内容は、年金受取人の疾病及び傷害に郵便年金加入者に対する保障内容の充実を図ろうとするも

委員長報告

前ページ参照

(閣承認第二号) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

委員長報告

委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。ただいま議題となりました承認案件につきまして、逓信

及び資金計画について国会の承認を求めようとするもので本件は、日本放送協会の平成元年度収支予算、事業計画

あります。

行うこととし、現行のカラー契約月額千四十円を千七十円まず、受信料につきましては、消費税転嫁に伴う改定を収支予算について、その概要を申し上げます。

おります。どの衛星料金を含む受信料を八月から設定するなどとしてどの衛星料金を含む受信料を八月から設定するなどとしてに改めるなどのほか、新たに衛星カラー契約月額二千円な

見が付されております。
なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意改善、新受信料体系の定着などに置いております。
なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意信が送番組の提供、衛星放送の普及促進、国際放送の受信

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・

る旨の意見がそれぞれ述べられました。
委員から反対、日本共産党を代表して山中委員から反対すして岡野理事から賛成、公明党・国民会議を代表して鶴岡護憲共同を代表して及川委員から反対、自由民主党を代表

討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもって承

認すべきものと決定いたしました。

とに決しました。
案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とするこ特、計画的な経営方策の策定など七項目から成る附帯決議をが表し、大森理事より、放送の不偏不党の堅

以上、御報告申し上げます。

内閣提出法律案(六件)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
64	50	21	20	17	14	番号
一体的推進に関する特別措置法案大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の	道路法等の一部を改正する法律案	部を改正する法律案民間都市開発の推進に関する特別措置法の一	水資源開発公団法の一部を改正する法律案	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	振興特別措置法の一部を改正する法律案奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島	件 名
衆	参	"	"	"	衆	院議先
_	_	_		_	元、二七	月 提
릇	= 1+	11711	=======================================	1,1±		日出
六 六 可	門前	(予) 前	(予 <u>二</u> (予 <u>二</u>	(子) 可	元、二元 (予) 可元、	付委 員 新会
可	可	可	į.	可	可元	議委
次三 次三	大 決元	六 決 う	六 決 可		· 决元	員 議 決会
可	可	可	可	可	可元	議本 院
次 決三	次 決元	六 決三		決三	決 可 決 決	決議
五元	(予)	11.511	1711	可	元、三七	付委 員 衆 託会
	可	可一	可		可元	議委 員 議
六 決 <u>五</u>	次 決三	夹 決売	英 決远	美 決三 可	决 美	決会
可	可	可六次	可	可三元	可 元、	議本 会 決議
						備
						考

の一部を改正する法律案(閣法第一四号)奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法

要旨

もので、その主な内容は次のとおりである。本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島振興開発計画の策定等を行うのが、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発を図る本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を図る

- 第一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正
- に五ヵ年延長することとする。ヵ年延長し、奄美群島振興開発計画の計画期間をさら一、この法律の有効期限を平成六年三月三十一日まで五
- 蔵大臣の認可を受けて任命することとする。加するとともに、理事は理事長が内閣総理大臣及び大二、奄美群島振興開発基金の業務に新たに出資業務を追
- 第二 小笠原諸島振興特別措置法の一部改正
- 一日まで五ヵ年延長することとする。
 改めるとともに、法律の有効期限を平成六年三月三十一、この法律の題名を小笠原諸島振輿開発特別措置法に

笠原諸島振興開発計画を策定することとする。二、新たに平成元年度を初年度として五ヵ年にわたる小

審議会と改めることとする。三、小笠原諸島振興審議会の名称を小笠原諸島振興開発

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。原諸島の特殊事情にかんがみ、これらの地域の振興開発を原諸島の特殊事情にかんがみ、これらの地域の振興開発を原諸島振興開発計画の改定及び小笠原諸島振興開発をしたこともに、奄美群島振興開発計画の改定及び小笠原諸島振興開発をした。これらに基づく事業を推進する等の措置を講覧をできてい、これらに基づく事業を推進する等の措置を講覧をできてい、これらに基づく事業を推進する等の措置を講覧をできてい、これらに基づく事業を推進する等の措置を講じて、建設といいま談題となりました二法律案につきまして、建設といいました。

ます。 委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願い

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

なお、本法律案に対し、四項目の附帯決議を付すること

に決定いたしました。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願い

ig ig

どおり可決すべきものと決定いたしました。果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案式を改正する規定を削除する修正案が提出され、採決の結委員より、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額の算定方質疑を終了しましたところ、日本共産党を代表して上田

なお、本法律案に対し、五項目の附帯決議を付すること

に決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

要旨

りである。本法律案は、内需の持続的拡大を図るため、住宅金融公本法律案は、内需の持続的拡大を図るため、住宅金融公本法律案は、内需の持続的拡大を図るため、住宅金融公

一、賃貸住宅建設資金貸付制度の改善等

その建設に必要な資金の貸し付けを行う。

一括して借り上げが行われる賃貸住宅についても、

を参酌することとする。り、土地取得費の償却額に代えて、地代に相当する額口、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額の算定にあた

対する貸付制度を創設する。二、小規模敷地の合理的利用に資する低層耐火建築物等に

十一日まで二年間延長する。三、特別割り増し貸付制度の適用期限を、平成三年三月三

四、住宅融資保険制度の拡充

既存住宅の購入に必要な資金の貸し付けについて、

保険を行うことができることとする。

に、その範囲を政令に委任する。

「契約金融機関に信用協同組合連合会を加えるととも

委員長報告

一三二ページ参照

水資源開発公団法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

要旨

委員長報告

委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設

い収入の活用により、民間事業者が行う公共の用に供する 本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用により、 本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用により、 を拡充しようとするものであります。 変に、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を 変に、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を 改正する法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用により、 な正する法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用により、 な正する法律案は、日

推進機構の無利子貸付制度を拡充しようとするものであり施設の整備に関する事業の促進を図るため、民間都市開発施設の整備に関する事業の促進を図るため、民間都市開発を正する法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売り払

が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願い 委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑

する特別措置法の一部を改正する法律案は、多数をもって、「ちれ、順次採決の結果、水資源開発公団法の一部を改正すられ、順次採決の結果、水資源開発公団法の一部を改正す情置法の一部を改正する法律案に対し、反対の意見が述べ措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の意見が述べ「大表して上田委員より、民間都市開発の推進に関する特別(関係を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

律案(閣法第二一号) 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法

り払い収入の活用による民間都市開発推進機構の無利子貸 公共施設の整備に要する費用を支弁することができると認 し付けを行うことができることとするものである。 められる事業について、日本電信電話株式会社の株式の売 その事業に関連する事業により生ずる収益をもって、その おいて行う河川等の公共施設の整備に関する事業のうち、 本法律案は、第三セクターが都市計画区域以外の区域に

委員長報告

前ページ参照

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

要旨

計画法、都市再開発法、建築基準法等を改正し、道路と建 であって、その主な内容は次のとおりである。 築物等とを一体的に整備する制度を創設しようとするもの せて適正かつ合理的な土地利用を図るため、道路法、 本法律案は、市街地における道路の整備を促進し、 都市

一、道路法の一部改正

下空間を建物の利用に供するとともに、道路と建物とを 一体的に建築・管理することができることとする。 道路の区域を立体的に定めること等により、道路の上

二、都市計画法の一部改正

図ることとする。 を新たに設け、道路の整備と併せた良好な市街地形成を として、道路と建築物等との一体的な整備に関する事項 地区計画に関する都市計画に定めることができる事項

三、都市再開発法の一部改正

に、市街地再開発事業について、道路と施設建築物との に関する都市計画におけると同様の措置を講ずるととも 体的な整備を行うことができることとする。 再開発地区計画に関する都市計画について、地区計画

四、建築基準法の一部改正

を建築することができることとする。の合理化等を図ることにより、道路の上下空間に建築物関する事項が定められた場合における道路内の建築制限地区計画等において道路と建築物等との一体的整備に

委員長報告

結果を御報告申し上げます。 法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及びただいま議題となりました、道路法等の一部を改正する

市街地再開発事業の特例を設けるものであります。
あため、道路の立体的区域の指定等を規定するとともに、地協定、道路保全立体区域の指定等を規定するとともに、地協定、道路保全立体区域の指定等を規定するとともに、地協定、道路保全立体区域の指定等を規定するとともに、地協定、道路の立体的区域の決定、道路一体建物に関するあわせて道路と施設建築物等との一体的な整備を促進するかせて道路と施設建築物等との一体的な整備を促進するかせて道路と施設建築物等との一体的な整備を促進するかせて道路と施設建築物等との一体的な整備を促進するかけて道路と施設建築物等との一体的な整備を促進するかけて道路と施設建築物等との一体的な整備を促進する。

いたしました。
本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定
本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定
代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、

以上、御報告申し上げます。

する特別措置法案(閣法第六四号) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関

要旨

その主な内容は次のとおりである。 「お供給と新たな鉄道の着実な整備を図ろうとするものでに必要な特別措置を講ずることにより、大量の住宅地の円は必要な特別措置を講ずることにより、大量の住宅地の円域において、宅地開発と鉄道整備を一体的に推進するため、

一、基本計画の作成

当たり地方公共団体が行う援助等を内容とする基本計画ための拠点となる地域(重点地域)、特定鉄道の整備に宅地の供給の目標、宅地開発と鉄道整備の一体的推進の都府県は、特定鉄道の計画路線、駅の位置の概要、住

ます。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願い

を作成し、運輸大臣、 建設大臣及び自治大臣の承認を受

けることができる。

二、協議会の設置等

者、特定鉄道事業者は、事業概要等に関する協定を締結 り協議会を組織し、重点地域においては、宅地開発事業 し、当該協定に従って事業を実施する。 方公共団体の長、宅地開発事業者、特定鉄道事業者によ 宅地開発と鉄道整備を一体的に推進するため、関係地

三、監視区域の指定等

法による監視区域の指定に努めるものとし、指定期間の 都府県知事等は、重点地域等について、国土利用計画

四、重点地域等の整備

特例を設ける。

- 1 る特例措置を講ずる。 する土地を鉄道の用に供する土地の区域へ集約換地す 業において、特定鉄道事業者、地方公共団体等が所有 鉄道用地の円滑な確保を図るため、土地区画整理事
- 2 法律により、公有地の拡大が図られるよう配慮する。 重点地域内において、公有地の拡大の推進に関する 本法の対象となる地域を、大都市地域における住宅

3

地等の供給の促進に関する特別措置法等の規定の適用

地域とする。

4 の整備の促進に努める。 宅地開発事業の実施に関連して必要となる公共施設

Ŧ, 特定鉄道の整備等

- 1 な資金の確保に努めなければならない。 国等は、特定鉄道の整備の円滑な実施のために必要
- 2 土地の取得のあっせん等について規定する。 関係地方公共団体の特定鉄道事業者への出資、 補助、
- 3 要の税制上の措置等を講ずる。 鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例等、 所

委員長報告

申し上げます。 まして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告 発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案につき ただいま議題となりました、大都市地域における宅地開

とにより大量の住宅地の円滑な供給と新たな鉄道の着実な 域において、宅地開発及び鉄道整備を一体的に推進するこ 本法律案は、住宅地の需要が著しい首都圏等の大都市地

特例措置を講じようとするものであります。業の特例、鉄道整備に対する地方公共団体による助成等の整備の一体的推進のための協議会の設置、土地区画整理事 これを承認する制度を定めるとともに、宅地開発及び鉄道整備を図るため、都府県が基本計画を作成し、主務大臣が

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願い

なお、本法律案に対し、六項目の附帯決議を付すること で大きなのと決定いたしました。 に対し、内閣の意見を聴しましたところ、野田建設大 が提出され、内閣の意見を聴しましたところ、野田建設大 が提出され、内閣の意見を聴しましたところ、野田建設大 で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 なお、本法律案は全会一致をもっ で原案とおり可決すべきものと決定いたしました。 を正案 で原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

に決定いたしました。

予

算

(九件)

番号

件

名

提 出

月

日

参

譤 員

院 숲

衆

議 員

院 슾

付委 員

託会

議委

决会

議本

決議

付委 員

託会

議委

決会

議本

決議

備

考

人

껃

ළ

决员

푯듯

衆へ

返付

决宅

可

可

央 宍 宅

兴 決 六

衆議院から憲法第六十条第二項の規定にはの強決となった国会の議決となった国の通知書を受領している。

可

可

7

平

成

元年度

般

会計暫定予算

5

平

成

元年度特別会計予算

4

·成元年度

般会計予算

6

平

成

元年

度政府関係機関予算

3

(機第1号) 昭和六十三年

度

(政府関

3.係機関補正予算

可

丰

≕

决三

決三

可

可

暝

デ 决

決宅

可

可

₹

른

決 =

決 三

可

2

第1号) 昭和六十三年度特別会計補正予算

1

1号) 昭和六十三年

度

般会計補正予算

(第

元

=

人

争气

可元

決 七

可元

決 七

元

=

可元

決 三

可元

決三

른

丰

₹

₹

8

平

成

元年度特別会計暫定予算

9

平

成

元年

度政

府関

係

機関暫定予

算

可

決言

決ぎ

可

· 法 法

· 決高

可

可

可

· 洪高

· · · · ·

号)昭和六十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第三昭和六十三年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第二号)昭和六十三年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第一号)

委員長報告

ます。の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げの委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げただいま議題となりました昭和六十三年度補正予算三案

ります。

でおります。 、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ 農産物輸入自由化等関連対策費及び貿易保険特別会計への 農産物輸入自由化等関連対策費及び貿易保険特別会計への ととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ ととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ ととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ ととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ ととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ ととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ ととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ ととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ ととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ ととしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっ

十九億円の修正減少を行っております。他方、既定経費の節減、予備費の減額により七千四百九

前年度剰余金の受け入れ等を計上し、他方、公債金につい租税及び印紙収入三兆百六十億円の増収を見込むとともに、歳入につきましては、最近までの収入実績にかんがみ、

を一兆三千八百億円減額しております。て、建設公債五千六十億円を追加発行する一方、特例公債

庫等四政府関係機関予算について所要の補正が行われてお与税配付金特別会計など二十六特別会計予算と国民金融公式十一兆八千五百十七億円となります。六十一兆八千五百十七億円となります。本補正の結果、昭和六十三年度補正後予算の総額は、歳

政法違反ではないか」との質疑がありました。ているばかりか、予算執行が実質十五ヵ月予算となり、財すべきものであり、補正予算に盛り込むには緊要性に欠け

ものを一般会計から補てんするものである。したがって、 世界的な金利の高騰から発展途上国の債務繰り延べが増加 信頼を高める等の点を考慮し、一部返済を行うこととした。 削減を行っており、財政をゆがめる膨張型予算は編成して 因によるものであり、今後は聞き取り調査や税収の積み上 また、貿易保険特別会計への繰り入れは、石油価格の低迷、 が取り上げられている時期でもあり、制度自体への国民の たこの機会に、財政体質の改善にあわせて年金制度の改革 と厳しく指摘されていたもので、財政に一時的余裕が生じ いない。厚生保険特別会計への繰り戻しは、隠れ赤字公債 げなどを工夫し、可能な限り精緻な税収予測をしていきた 率が当初見通しを上回り、かつ土地、株の上昇等一時的要 政府委員から、「年度内自然増収が生じたのは、経済成長 し、保険金の支出が急増したため、回収見込みの立たない ついては補正予算で措置しているが、当初予算同様厳しい い。なお、財政運営に関し、政策的に緊要性の高いものに これに対し、竹下内閣総理大臣、村山大蔵大臣及び関係

がありました。
第ではないし、財政法に違反するものでもない」との答弁出を年度内に行うことが必要なもので、決して十五ヵ月予これらの経費は当初予算作成後、特に緊要となり、その支

でれ意見を述べられました。 質疑はこのほか、リクルート問題、消費税、政治改革、 を完まして野沢委員が賛成、公明党・国民会議を代表 上でを代表して野沢委員が賛成、公明党・国民会議を代表 上で及川委員が反対、日本共産党を代表して近藤委員が反対、自由民 主党を代表して野沢委員が賛成、公明党・国民会議を代表 して及川委員が反対、日本共産党を代表して近藤委員が反対、自由民 でれ意見を述べられました。

以上、御報告申し上げます。 案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。 討論を終局し、採決の結果、昭和六十三年度補正予算三

平成元年度政府関係機関暫定予算(閣予第九号)平成元年度特別会計暫定予算(閣予第八号)平成元年度一般会計暫定予算(閣予第七号)

委員長報告

第委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げ 算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げ ただいま議題となりました平成元年度暫定予算三案の予

のであります。四月一日から五月二十日までの期間について編成されたもな事情にありますので、国政運営に支障を来さないよう、今回の暫定予算は、平成元年度予算の年度内成立が困難

ことにしております。
ことにしております。
ことにしております。
ことにしております。
ことにしております。
ことにしております。
ことにしております。
ことにしております。
ことにしております。

しております。 業に分け、それぞれ本予算の四分の一及び三分の一を計上業に分け、それぞれ本予算の四分の一及び三分の一を計上なお、公共事業関係費は、一般公共事業及び災害復旧事

収入、建設国債発行予定額を見込むほか、前年度剰余金を一方、歳入については、暫定予算期間中の税収及び税外

期待権の限界が来たので暫定予算を提出した。総理の政治

政府はその期待権を持って祈る気持ちで対応してきたが、

計上いたしております。

ることにしております。については、必要に応じ大蔵省証券を発行することができたついては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができ四百三十一億円、歳出九兆二千二百四十五億円で、六兆三以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入二兆八千

会計に準じて編成されております。特別会計及び政府関係機関の暫定予算についても、一般

を聴取した後、質疑を行いました。衆議院からの送付を待って、本日、大蔵大臣から趣旨説明を立り第三案は、三月二十九日国会に提出され、三十日

経済企画庁長官より、「平成元年度予算の早期成立を願い、に巻き込まれて異例の長期暫定予算に追い込まれた政治責に巻き込まれて異例の長期暫定予算に追い込まれた政治責とがでいるではないがしろにするものではないか。暫定予算に追い込まれた政治責と済金画庁長官より、「平成元年度予算に追い込まれた政治責任をどう考えるか。暫定予定に政策経費を盛り込んでいる。

管の答弁がありました。 「田も早い本予算の成立を強く期待している。暫定予算は、 人件費等行政運営上必要最小限度のものにとどめ、新規施 策は原則として計上しないが、生活扶助費や福祉施設の生 策は原則として計上しないが、生活扶助費や福祉施設の生 が定は与野党の話し合いを踏まえ措置した。今回の暫定は、 一般公共事業費が本予算の四分の一を計上するなど、公共 事業を自然体で執行した昭和六十三年度同様の規模を確保 し、また、現在、経済は消費、設備投資等の内需が堅調で 拡大基調にあるので暫定予算によって特段の悪影響はない」 皆の答弁がありました。

会議録によって御承知願いたいと存じます。質疑はこのほか広範多岐にわたりましたが、その詳細は

決定いたしました。三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと質疑を終局し、直ちに採決を行い、平成元年度暫定予算

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件(六件)

件名	院議先	月提日出	委員参	養委 員 議 快会	養本 院 決議	寸委 員 无会	養委 員 議 快会	養本 院 決議
各庁所管使用調書(その2)昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省	衆	容 三二記 日記	(予) (予)			哲 三二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	継続	審
各庁所管使用調書昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省		111110	(予)			01/11	継続	審
の2) 経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(そ経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(そ昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく	"	111110	(予)			014,111	総続	審
各庁所管使用調書(その1)昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省	"	元、二六	元、二六			元、三六	継 · 続	審
各庁所管使用調書(その1)昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省	"	= 1	二六(予)			言关	継続	審
の1) 経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(そ昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく		三六	(子) (子)			= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	継続	審

備
考
欄
記
載
事
児
は土
本
院に
√
Ń
· ~
ō.
₺
0

•											
		査	*	続	継	- -			1.11	alúl	書昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算
		査	審	続	継	元、一完			元、二宝	元、二宅	算書昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計
回国会	百 未十 三	査	審	続		111110			0[4]11	(第百十二回国会)	書昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算
継二一回国会続	<u>百</u> 継十 二	査	審	続	<u></u>	111/110			111110	(第百十二回国会)	算書昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計
三回国会 裁告 二回国会	百 百 未十継大十 三 章二	査	審	続	10 2	章昭 三 三			至和 三二三 三二三 三二三 三二三 三二三 三二三 三二三 三二三 三二 三二 三	(第百十二回国会)	六十一年度政府関係機関決算書一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和
考	備	会決議	決会 議本	員譲	議委	付委 員 衆	議本 会 決議	議委 員 議 決会	付委 員 託会	提出月日	件名

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案(一件)

8	4	
律案 国会議員の歳費、	<i>\(\psi\</i>	‡
部を改正する法	#	1
(元 元 一 元 一 院	月	提
負演	В	出
六 六 長 営	<u> </u>	者
元、	付月	予備
六 <u>六</u>	B	送
元	出	本院
7、 六元 元、 六	月日	へ提
元	付委	
(予) 不元	員 託会	参
可元	議委	-
次式) 決会	議
可元、六元、	議本会	院
次元	決議 付委	
	負	衆
	託会	70
	議委員	議
	決会	田間
可元	議本	院
六 決二	会決議	ייני
	俳	1

内閣提出法律案(二件)

本院議員提出法律案(一件)

19	8	1	
新技術開発事業団法の一部を改正する法律案	する法律案原子力損害の賠償に関する法律の一つ	€	ŧ
る法律案	部を改正	*	<u>.</u>
"	衆	院譲	先
	元、	月	提
731	1 7 12	日	出
() 三、 子 一 可	元、三四元、三六二(予)二	付委員会	参
"	可元、 三 決元	議委員決会	議
可六三	夫 天 天 天 天 天 天 天 天 天 天 天 大	議本 会 決議	院
1[7]1	元、二二四	付委 員 託会	衆
可 	可元、 三 決三	議委 員 決会	議
可	可 、	議本 会 決議	院
		備考	

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案 闍

法第八号)

要旨

長する等の措置を行おうとするものであり、その主な内容 た、原子力損害賠償補償契約及び国の援助に係る期限を延 者の保護に万全を期するため、賠償措置額を引き上げ、ま 償制度に係る内外の状況の進展等にかんがみ、さらに被害 法律が改正されてから九年が経過した現在、原子力損害賠 は次のとおりである。 本法律案は、昭和五十四年に原子力損害の賠償に関する

一、賠償措置額の引き上げ

を三〇〇億円に引き上げることとする。 諸外国の例や民間責任保険の引受能力等を勘案し、これ 現在の原子力損害の賠償措置額一〇〇億円について、

二、適用期限の延長

長し平成十一年十二月三十一日までに開始された原子炉 和六十四年十二月三十一日に切れるので、これを十年延 償契約の締結及び国の援助に関する規定の適用期間が昭 原子力損害の賠償に関する法律中の原子力損害賠償補

の運転等に係る原子力損害について適用することとする。

委員長報告

ます。 術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げ ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技

に万全を期する必要があります。 万一の際に備え損害賠償制度を整備拡充し、被害者の保護 が大前提であることは申すまでもありませんが、さらに、 原子力の開発利用を進めるに当たりましては安全の確保

ましたが、詳細は会議録に譲ります。 子力事故、原子力防災対策の実情等について質疑が行われ 成十一年十二月三十一日まで延長するものであります。 る規定の適用期限である昭和六十四年十二月三十一日を平 補償契約の締結及び原子力事業者に対する国の援助に関す 億円を三百億円に引き上げるとともに、原子力の損害賠償 このような観点から、本法律案は、現在の賠償措置額百 委員会におきましては、賠償措置額の考え方、最近の原

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもっ

れました。の引き上げに努めること等七項目にわたる附帯決議が行わの引き上げに努めること等七項目にわたる附帯決議が行わなお、本法律案に対し、賠償措置額について、今後一層

以上、御報告申し上げます。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

要是

である。

本法律案は、新技術開発事業団がこれまで実施してきた

本法律案は、新技術開発事業団がこれまで実施してきた

法」とする。 「新技術事業団」に改め、法律の題名を「新技術事業団ー、新たな業務の追加等に伴い新技術開発事業団の名称を

囲に外国の研究者の受け入れに係る支援等の業務を追加に関する業務を行うことを追加するとともに、業務の範一、新技術事業団の目的に試験研究に係る国際交流の促進

する。

うにする。 三、政府は、新技術事業団に土地、建物等を出資できるよ

の雇用、総括責任者の指定等についての現行規定の適用五、外国と共同して基礎的研究を行う場合に限り、研究者改め、委員の定数を五名増員する。
四、事業団の理事長の諮問機関である開発審議会の審議事四、事業団の理事長の諮問機関である開発審議会の審議事

委員長報告

を除外する。

ます。 術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げ ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技

交流の促進に関する業務を加えるとともに、業務の範囲に業団に改め、また、同事業団の目的に試験研究に係る国際究などに加え、新たに国際研究交流業務を付加しようとす究などに加え、新技術の創製に資することとなる基礎的研 本法律案は、新技術開発事業団がこれまで実施してきた

務を追加するなど所要の改正を行うものであります。の宿舎の設置・運営・国際交流に関する情報の提供等の業外国の研究者の受け入れに係る支援、外国の研究者のため

は会議録に譲ります。

・な言等について質疑が行われましたが詳細がの方策、国立研究機関のあり方、研究インフラストラク成の方策、国立研究機関のあり方、研究インフラストラクリーの整備・改善等について質疑が行われましたが詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。て、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもっ

○環境特別委員会

内閣提出法律案 (二件)

73	55	有	
水質汚濁防止法の	大気汚染防止法の	f	ŧ
一部を改正する法律案	一部を改正する法律案	*	ź
"	衆	院證	先
	元、	月	提
011,111	三	日	出
(予) 可	元、三二(子)	付委 員 託会	参
可	可元、六二、六二、六二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二	議委 員 決会	譲
可	可元、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	議本会決議	院
環 三三0	環 元 、 三 境 西	付委 員 託会	衆
可 六 決	可元、	議委 員 決会	議
可不大	可元、 六 八	議本会決議	院
*-/\	МД	備	i i
		*	,

大気汚染防止法の	
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第五五号	
(閣法第五五号)	

要旨

のとおりである。 本法律案は、人の健康に被害を及ぼすおそれがある石綿 (アスベスト)等による大気汚染を防止するため、石綿製品 本法律案は、人の健康に被害を及ぼすおそれがある石綿

一、人の健康に被害を及ぼすおそれがある石綿その他の粉

を行うことができること。

行うことができること。場または事業場に対して、都道府県知事は改善命令等を四、特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないと認める工

を行うこと。

ますほか、所要の罰則等を設けるなど必要な規定の整備五、右の措置の履行を確保するため、事業者に測定義務を

囲内で政令で定める日から施行すること。六、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範

委員長報告

特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げただいま議題となりました二法律案につきまして、環境

おります。特定粉じん発生施設の設置にあたっては届け出る特定粉じんにつきまして、規制基準を定めることとしてる大気汚染を防止するため、石綿製品等製造工場から発生る大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、石綿等によまず二法律案の内容について申し上げます。

じようとするものであります。事業者に測定義務を課するほか、所要の罰則等の措置を講更または改善等を命ずることができることとするとともに、更または改善等を命ずることができることとするととは計画変を義務づけ、規制基準に適合しないと認めるときは計画変

あります。
汚染の防止を図るため必要な措置を講じようとするもので汚染の防止を図るため必要な措置を講じようとするもので質による地下水の汚染及び有害物質の流出事故による環境次に水質汚濁防止法の一部を改正する法律案は、有害物

まず地下水の汚染防止につきましては、特定事業場から を入り検査を行えるものとしております。これを担保するため、有害物質を含む水が地下に に浸透するおそれがあると認めるときは、計画変更または に浸透するおそれがあると認めるときは、計画変更または できるされがあるといいできるとともに、報告の徴収及び立 できるされがあるといいできるとともに、報告の徴収及び立 できるであるとができるとともに、報告の徴収及び立 できるであるとができるとともに、報告の徴収及び立 できるであるといいできるとともに、報告の徴収及び立 できるとともに、報告の徴収及び立 の有害物質を行えるものとしております。

ます。し、このため、水質の測定、記録、公表を義務づけておりし、このため、水質の測定、記録、公表を義務づけておりさらに地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することと

け出を義務づけるとともに、汚染拡大防止のための措置をまた事故時につきましては、事業者に応急の措置及び届

命ずることができることとしております。

可決すべきものと決定いたしました。 たところ、両案は全会一致をもって、いずれも原案どおり によって御承知願います。質疑を終了し、採決を行いまし を進め、各般の質疑が行われましたが、その詳細は会議録 委員会におきましては、以上両案を一括議題として審査

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもっ

て付されました。

以上、御報告申し上げます。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(閣法第七三号)

び有害物質の流出事故による環境汚染の拡大の防止を図る り、その主な内容は次のとおりである。 ため、必要な措置を講ずるための規定を整備するものであ 本法律案は、有害物質による地下水の汚染の未然防止及

一、目的の改正

目的に、地下水の水質の汚濁の防止を図ることを加え

ることの

二、特定地下浸透水の浸透の制限

害物質を含む水の地下への浸透を禁止すること。 有害物質の製造、使用、処理をする特定施設からの有

三、特定施設の設置の届け出等

け出なければならないこと。 の施設の構造、汚水の処理の方法等を都道府県知事に届 有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、そ

特定事業場に立ち入り、検査をさせることができること。 の改善等を命ずることができること、及び有害物質使用 都道府県知事は、届け出に係る計画の変更、特定施設

四、地下水の水質の監視測定

しなければならないこと。 は、その測定計画を作成するとともに、測定結果を公表 地下水の水質を常時監視することとし、都道府県知事

五 事故時の措置

排出され、または地下に浸透した際には、応急の措置を なければならないこと。 講ずるとともに、事故の状況等を都道府県知事に届け出 事業者は、事業場内の事故により有害物質を含む水が

六、罰則

委員長報告 一五二ページ参照 七、施行期日等 ること。 いて政令で定める日から施行すること。 . この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内にお 改善命令等に違反した者に対する所要の罰則を適用す

○選挙制度に関する特別委員会

内閣提出法律案(一件)

	1	
29	祖	
法律の一部を改正する法は国会議員の選挙等の執行に	4	
律案経費の基準に関する	名	,
衆	院譲	先
元	月	提
三	日	出
元、 三元 (予)	付委 員 託会	参
可元、六二、六二、次二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二	議委 員 決会	譲
可元、	議本 会 決議	院
查法公元、 特正選 委調挙	付委 員 託会	衆
可元、	議委員決会	譲
可元	議本 会 決議	院
	i 	
	老	,

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第二九号)

要旨

おりである。
即するよう改めようとするもので、その主な内容は次のと担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を実情に担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を実情に

一、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、

理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を引開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管

き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

こ、ポスター掲示場の経費の額について、候補者が十三人

三、ポスター掲示場の経費の額について、候補者が十三人

三、ポスター掲示場の経費の額について、候補者が十三人

三、ポスター掲示場の経費に係る基準額を改定する。

四、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を、担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を、担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を、 し、国会議員の選挙等の執行について、国が負 するものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、執行経費の交付基準の改善、執行経費の額の確定のあり方、執行経費の交付基準の改善、執行経費の額の確定のあり方、表員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、

以上、御報告申し上げます。

○弔詞案起草に関する特別委員会

		决九	可元	草 _九 ———	元、	弔	一、九	元、							(大行天皇崩御につき弔意を表するための弔詞案)弔 詞 案 起 草 の 件
#	G	决	議	决		議	託	' '	付付	日	月			1	
š	莆	会議	本	会	員	委	会	A 員	 委	出	 提	各	£	 是	华

誼の深厚 世界の平和に み心をそそがせられ また	と向上 文化の振興に 外に接せられては 列国との友	て御精励あらせられ 内に臨まれてば 国民生活の安定	大行天皇におかせられては 清明無私 常に憲法に則られ	内外極めて困難なときに際会せられました	大行天皇におかせられては 御在位六十有余年 その間	あらせられました	寿を乞い願い奉っておりましたところ にわかに 崩御	大行天皇におかせられては 国民こぞって 御健康と御長	弔詞
--------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------	---------------------	---------------------------	----------	---------------------------	----------------------------	-----------

ころを知らないものがあります

表し奉ります 参議院は ここに国民の至情を代表して 謹んで弔意を

委員長報告

弔詞案起草に関する特別委員会における弔詞案起草の経

過及び結果につきまして御報告申し上げます。

ころであります。
に崩御あらせられました。まことに痛惜哀悼にたえないと
大行天皇におかせられましては、去る一月七日、にわか

直ちに会議を開き、委員長の互選を行いましたところ、委先ほどの本会議におきまして指名されました特別委員は、

員長に私、嶋崎均が互選されました。

引き続いて、弔詞案の協議に入りました。

大行天皇の崩御に 国民は斉しく 悵悵として悲嘆措くと

るところでありました

民にお示しにならせられ 人みな尊崇敬仰申し上げてい

御研究を通して 自然の摂理 真理の探究の尊さを 国

意をあらわすべく慎重に協議をいたしました。 第本を通じてお示しにならせられた世界平和と国民の幸福がたお姿、御学問研究を通しての真理探究の御熱意、国民の敬愛の的であらせられた御誠実なお人柄などをおしのびの敬愛の的であらせられた実現するために御精励にならせらり上げながら、国民の至情を代表し、全議員の哀悼の誠事し上げながら、国民の至情を代表し、全議員の哀悼の誠事としてお示しにならせられた世界平和と国民の幸福を変文の起草に当たりましては、大行天皇が御在位六十有

次第でございます。 その結果、全員一致をもちまして次のような成案を得た

弔詞案を朗読いたします。

崩御あらせられました 長寿を乞い願い奉っておりましたところ にわかに大行天皇におかせられては 国民こぞって 御健康と御

また 御研究を通して 自然の摂理 真理の探究の尊大行天皇におかせられては 清明無私 常に憲法に則ら大行天皇におかせられては 清明無私 常に憲法に則ら大行天皇におかせられては 清明無私 常に憲法に則ら大行天皇におかせられては 御在位六十有余年 その間大行天皇におかせられては 御在位六十有余年 その間

し上げているところでありました

大行天皇の崩御に 国民は斉しく 悵悵として悲嘆措く

ところを知らないものがあります

参議院は ここに国民の至情を代表して 謹んで弔意

を表し奉ります

以上でございます。

何とぞ満場一致の御賛同をお願い申し上げまして、報告を

終わる次第でございます。

○委員会付託に至らなかったもの

内閣提出法律案(一二件)

68	67	66	62	61	49	13	番
る法律の一部を改正する法律案員共済組合法の年金の額の改定の特例に関す。 長及び昭和六十三年度における私立学校教職 を改立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年	法律案国家公務員等共済組合法等の一部を改正する	国民年金法等の一部を改正する法律案	国土利用計画法の一部を改正する法律案	土地基本法案	教育職員免許法の一部を改正する法律案	法律案 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する	号 件 名
"	"	"	"	"	"	衆	院議先
						元	月 提
三元	三式	三	츳	를 <u></u>	41.11	1714	日出
							が が が が が が が が 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
			等 特 委 継	等 特 委 継		内元、	決議 付委 員 託会
			続	続続		継続	議委員 議決会
(文教)	(大蔵)	社会労働	審查	審	(文教)	審 查	法 議本 会 決議
				衆本会議趣旨説明元、 六五			備考

番 4 号 案 公職選挙法の一部を改正する法律 件 名 角 提 出 日 者 戓 予 付 月 備 六宝 日 送 本院 出 月 へ提 日 付委 員 託会 議委 議 員 決会 議本 院 会 決議 查法公元、 会改職 委正選挙 調 付委 員 衆 託会 議委 継 員 議 决会 議本 審 院 슾 決議 査 備 考

衆議院議員提出法律案(四件)

77	75	74	70	69	番 号
特別措置法案被用者年金制度間の費用負担の調整に関する	貨物自動車運送事業法案	貨物運送取扱事業法案	法律案 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する	する法律案農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正	件
"	"	"	"	衆	院議先
				元	月提
巴门巴	Oltu	11/110	三元	元、三完	日出
					付 (((((((((((((
					議本 会 決議
	選	運元、六宝輸			付委 景 衆
	続	続			議委員 議決会
(社会労働	審査	審 查	継続審査	(農林水産) 株統審査	議本会院決議
-					備考

六十二年度政府関係機関決算書二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和 件 名 提 昭和 出 月 H 付委 員 参 託会 議委 員 議 決会 議本 院 会 決議 付委 員 衆 託会 議委 員 議 決会 議本 (決算) 院 슾

決議

備

考

決算その他 (一件)

10	7	5
る法律案の年金の額等の改定の特例に関する法律を	案の一部を改正する法律	法律案 政治資金規正法の一部を改正する
外 二 名	外	外 八 名 平IZO
汽 三	ベ 六	六二五
	查法公 特改職 委正選六 調挙六	查法公 特改職 委正選べ 調挙三
	継	継
<u> </u>	続	続
社会労働	審	審
働 査	査	

4 本会議決議

2	1		F	
			}	
国際開発協力に関する決議案	北方領土問題の解決促進に関する	4	‡	
	3決議案	4	דא	
外加藤	外守	提		
九 武	住 八 有	Н	L	
德 名 君	信 名君	灌	Į.	
	元、	月	提	
	四 二 一	日	出	
		付	委	
			員	
	/	託議	会	
		醚	委員	
		決	会	
可	可元	議	本	
	, ma		슰	
決三	決三	決	議	
		(i	莆	
		į į	乡	

北方領土問題の解決促進に関する決議

憾なことである。

おが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等のわが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等のかが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の

的事実関係にさかのぼって率直かつ有益な話し合いが行わ作業グループの討議において、北方領土問題について歴史昨年十二月の日ッ外相間定期協議等及び今般の平和条約

最善を尽くすべきである。 最善を尽くすべきである。 最善を尽くすべきである。 最善を尽くすべきである。 最善を尽くすべきである。 最善を尽くすべきである。 出た。政府は、北方領土問題に関するわが国の基本方針に は、政府は、北方領土問題に関するわが国の基本方針に

撤回を求めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約は、北方領土において継続されているソ連の軍事的措置の悲願である。かかる国民の総意と心情に応えるため、政府北方領土の返還実現は、長年にわたる日本国民すべての

よう全力を傾注すべきである。を締結し、日ソ間に真の安定的な平和友好関係を確立する

右決議する。

国際開発協力に関する決議

今日、国際社会におけるわが国の役割と責任は一層重大となっており、今後果たすべき国際的貢献に大きな期待がとなっており、今後果たすべき国際的貢献に大きな期待がとなっており、今後果たすべき国際的貢献に大きな期待がとなっても国際開発協力の重要性は一段と増大している。とっても国際開発協力の重要性は一段と増大している。ととし、このためこれに関し審議する場が必要である。ととし、このためこれに関し審議する場が必要である。ととし、このためこれに関し審議する場が必要である。ととし、このためこれに関し審議する場が必要である。ととし、このためこれに関し審議する場が必要である。との経済的繁栄に貢献することを外交の基本とするわが国にを合意をみた、国際開発協力の理念・目的と諸原則に基づき行うこと、のDAの量的拡充及び質的改善を図ること、国際開発協力行政及び実施体制等の充実を期すること、国際開発協力行政及び実施体制等の充実を期すること、国際開発協力行政及び実施体制等の充実を期すること、適正を行うこと、の日本の役割と責任は一層重大となっており、対域に対している。

かつ効率的な施策の推進に最善の努力を払うべきである。

右決議する。

三、請願の審議経過

	川川大	一〇九二	0	111111	四一八		計	
内閣に送付するを要しないもの一		七五	0		七六] -	クル	IJ
		0	0			北方	縄	沖
	0	四四	0	0	四	技術	学	科
	匹		0	四	五	設		建
	0		0	0	1	信		逓
	0	八五	0	0	八五	輸		運
内閣に送付するを要しないもの一	八七	. 111	0	八七	九〇	水産	林	農
	_ _ _ _ _	国三〇	0		五五四	労働	숲	社
			0		1 111	教		文
	0	= 0	0	0	= 0	蔵		大
	_		0	_		務		外
	三五	一三九	0	三五	一七四	務		法
意見書付二三	五五	11	0	二五五	二七	行政	方	地
	四七	二八	0	四七	七五	閣		内
· · ·	採択	未 了	不採択	採択	付託	会	員	委
	本会議		会	員		委		

)センター設立に関する請願(第一一八号外の充実強化に関する請願(第一一号)充実に関する請願(第四号外五件)	七件)と作うした。センター設立国立腎(じん)センター設立国立腎(じん)センター設立国立腎の充実は化に関する法	官理官署の大幅増員に関する三五件	─────────────────────────────────────
7.会 一二四件書無償制度の存続に関する請願(第三号)書無償制度の存続に関する請願(第三号)	○文教委員会○文教委員会	請願(第八三七号外二二件)する請願(第二号)措置に関する請願(第一号)	交差点事故防止対策に関する請願(第八三七号外二三件)交通事故防止対策の強化に関する請願(第二号)過疎地域振興のための新立法措置に関する請願(第一号)二五件○地方行政委員会 二五件
の締結に関する請願(第三八一 件	八号) 日韓渡り鳥保護条約 (協定) 外務委員会	願(第六九三号外一六件)労給付金に関する請願(第二第二五号外一二件)	傷病恩給等の改善に関する請願(第六九三号外一六〇四号外一六件)
	請願(第五五四号外三四件)	四七件	○内閣委員会

〇農林水産委員会 号外一一件) 号外三件) 四三件) 腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願 するを要しないもの 米市場開放絶対阻止に関する請願 (第三一号) (内閣に送付 る請願 (第九号) 日本の農林業の育成・強化、米の輸入自由化反対等に関す 日本の農林業の育成・強化に関する請願(第六号外二件) 脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願(第一一九九 寝たきり老人等の介護等に対する施策の充実に関する請願 に関する請願(第八二一号外二件) 亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉 小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第七〇二号外 輸入食品の安全性確保対策の推進に関する請願(第四四八 九号外四四件) (第八二八号) 八七件 (第一五 ○建設委員会 ○リクルート問題に関する調査特別委員会 ○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 閣に送付するを要しないもの 米の市場開放阻止に関する請願 リクルート疑惑の徹底解明に関する請願(第一五八号) (内 北方領土返還促進に関する請願(第二七号) 河川維持流量の確保に関する請願(第四四九号外三件) 日本の森林の復元に関する請願 請願(第三八七号) 米の輸入自由化阻止、 食糧管理制度の基本の堅持に関する (第五六一号外七六件) (第四四七号外三件) 四件 件 件

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

れぞれ説明を聴いた。	平成元年度防衛	防衛庁の基本を	総務庁の基本方	官房長官から、	六月 二十日 火曜日 総理府関係の佐	記りを取りた	一 兌月に渡っての	今期国会におは	一二月 十四日 火曜日 派遣委員から報告を聴いた。	P
聴いた。	平成元年度防衛庁関係予算に関する件及び平成元年度皇室費に関する件について政府委員からそ	防衛庁の基本方針に関する件について山崎防衛庁長官から、	総務庁の基本方針に関する件及び平成元年度総務庁関係予算に関する件について池田総務庁長官から、		総理府関係の施策に関する件及び平成元年度内閣、総理府関係予算に関する件について塩川内閣			今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件について小渕内閣官房長官から	報告を聴いた。	

○地方行政委員会

六月 二十日 火曜日	平成元年
地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について坂野国務大臣から所信を聴い	

最近の国際情勢について三塚外部大臣から所信を聴いた。	平成元年 十六日 金曜日
	○外務委員会
行った。 議題)について谷川法務大臣、政府委員、法務省、外務省、警察庁及び林野庁当局に対し質疑を法務行政の基本方針に関する件(法例の一部を改正する法律案(閣法第四一号)(先議)と一括法務行政の基本方針に関する件について谷川法務大臣から所信を聴いた。	六月 十六日 金曜日
派遣委員から報告を聴いた。	三月二十八日 火曜日平成元年
	○法務委員会
派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。	六月二十一日 水曜日
から補足説明を聴いた。平成元年度の地方財政計画に関する件について坂野自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員た。	

六月 二十日 火曜日	施設庁及び防衛庁当局に対し質疑を行った。最近の国際情勢等に関する件について三塚外務大臣、政府委員、運輸省、外務省、郵政省、防衛
○大蔵委員会	
平成元年 十四日 火曜日	派遣委員から報告を聴いた。 財政及び金融等の基本施策に関する件について村山大蔵大臣から所信を聴いた。
○文教委員会	
平成元年	派遣委員から報告を聴いた。
六月 十六日 金曜日	平成元年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。文教行政の基本施策に関する件について西岡文部大臣から所信を聴いた。

六月二十一日 水曜日	六月 二十日 火曜日	六月 十六日 金曜日	平成元年 一三月二十三日 木曜日
労働行政に関する件(雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律家(閣法第二五号) (衆議院送付)、日本労働協会法の一部を改正する法律案(閣法第二六 労働行政に関する件(雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する	庁当局に対し質疑を行った。 第五四号)(衆議院送付)と一括議題)について小泉厚生大臣、政府委員、大蔵省及び沖縄開発(閣法第五三号)(衆議院送付)、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法厚生行政に関する件(原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	労働行政に関する件について堀内労働大臣から所信を聴いた。厚生行政に関する件について小泉厚生大臣から所信を聴いた。	派遣委員から報告を聴いた。

14	六月 十六日 金曜日 平	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
後、同大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。	平成元年度の農林水産行政の基本施策に関する件について堀之内農林水産大臣から所信を聴いた	派遣委員から報告を聴いた。

○商工委員会

長昭	経	六月 十六日 金曜日 通	平成元年 火曜日 派
長から説明を聴いた。昭和六十三年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について梅澤公正取引委員会委員	経済計画等の基本施策に関する件について越智経済企画庁長官から所信を聴いた。	通商産業行政の基本施策に関する件について梶山通商産業大臣から所信を聴いた。	派遣委員から報告を聴いた。

察庁当局及び参考人日本国有鉄道清算事業団理事長杉浦喬也君に対し質疑を行った。	
運輸行政の基本施策に関する件について山村運輸大臣、政府委員、総務庁、労働省、法務省、警平成元年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。	
運輸行政の基本施策に関する件について山村運輸大臣から所信を聴いた。	平成元年 二十日 火曜日

平成元年

十六日

金曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について野田建設大臣、野中国土

○建設委員会

営企画本部長大星公二君及び国際電信電話株式会社常務取締役大山昇君に対し質疑を行った。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。 庁長官及び井上北海道開発庁長官から所信を聴いた。

六月 二十日 火曜日 平成元年度建設省、国土庁及び北海道開発庁の予算に関する件について政府委員から説明を聴い

住宅供給対策に関する件、土地対策に関する件、地価対策に関する件、土地税制に関する件、不

設大臣、野中国土庁長官、政府委員、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った。 動産に対する融資に関する件、内部障害者の有料道路料金割引問題に関する件等について野田建

〇予算委員会

平成元年 金曜日

六月

十三日

火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

予算の執行状況に関する件について宇野内閣総理大臣、谷川法務大臣、西岡文部大臣、村岡郵政 リクルート事件の捜査結果について谷川法務大臣及び政府委員から報告を聴いた。 池田総務庁長官、山村運輸大臣、塩川内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。 大臣、野田建設大臣、堀之内農林水産大臣、村山大蔵大臣、三塚外務大臣、井上北海道開発庁長 越智経済企画庁長官、梶山通商産業大臣、小泉厚生大臣、坂野国務大臣、野中国土庁長官、

六月 十五日 木曜日	証人出頭要求の動議を否決した。
○決算委員会	
平成元年 十五日 水曜日	派遣委員から報告を聴いた。
〇科学技術特別委員会	
平成元年 水曜日	派遣委員から報告を聴いた。
六月二十一日 水曜日	平成元年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。科学技術振興のための基本施策に関する件について中村科学技術庁長官から所信を聴いた。
○環境特別委員会	
平成元年 十九日 月曜日	公害及び環境保全対策に関する件について山崎環境庁長官から所信を聴いた後、同長官、政府委派遣委員から報告を聴いた。

	地球環境の保全に関する決議を行った。行った。
○災害対策特別委員会	
平成元年 六月二十一日 水曜日	平成元年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。災害対策の基本施策に関する件について野中国土庁長官から所信を聴いた。
○沖縄及び北方問題に関する特別委員会	7る特別委員会
平成元年 十一日 火曜日	派遣委員から報告を聴いた。 北方領土問題の解決促進に関する決議を行った。
六月二十一日 水曜日	縄開発庁長官から所信を聴いた。

	平成元
六月二十一日 水曜日	三月二十四日 金曜日年
土地対策の基本方針及び当面の諸施策に関する件について野中国務大臣から所信を聴いた。	派遣委員から報告を聴いた。

○外交・総合安全保障に関する調査会

平成元年 八日 水曜日	国際経済・社会問題に関する調査
(国際経済・社会小委員打合	(ODAについて)
会)	「最近におけるODAの執行」、「経済協力に関する行政監察結果」、「対外経済協力関係閣僚
	会議」について政府委員より説明を聴いた後、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。
三月二十二日 水曜日	外交・総合安全保障に関する件について意見の交換を行った。
(安全保障小委員会)	新デタント情勢下における我が国の安全保障について意見の交換を行った。
(国際経済・社会小委員会)	経済協力の在り方について意見の交換を行った。

外 外 聴 国 安	六月二十一日 木曜日 外	(国際経済・社会小委員会)四月 六日 木曜日 国	(安全保障小委員会) 安	(外交・軍縮小委員会) 三月 三十日 木曜日 外	(外交・軍縮小委員会) 三月二十四日 金曜日 ア
外交・総合安全保障に関する調査の報告を申し出ることを決定した。外交・総合安全保障に関する調査報告書を提出することを決定した。臨いた。国際経済・社会問題に関する件について国際経済・社会小委員長矢田部理君からそれぞれ報告を安全保障問題に関する件について安全保障小委員長板垣正君がら、	外交・軍縮問題に関する件について外交・軍縮小委員長大木浩君から、	国際経済・社会に関する件について調査報告書を提出することを決定した。	安全保障に関する件について調査報告書を提出することを決定した。	外交・軍縮に関する件について調査報告書を提出することを決定した。	アジァ太平洋地域の軍縮問題・外交機能の強化等について意見の交換を行った。

国民生活に関する調査報告書を提出することを決定した。	水曜日	六月二十一日
見交換を行った。 労働と余暇に関する件について越智経済企画庁長官から発言があった後、同件について委員の意	(日)金曜日	六月 十六日
及び文化庁当局に対し質疑を行った。	一日 木曜日	三月二十三日
後、同参考人に対し質疑を行った。 労働と余暇に関する件について参考人日本経営者団体連盟専務理事小川泰一君から意見を聴いた	八日水曜日	三月
働組合懇談会事務局長春山明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。合会調査・法制局長加藤敏幸君、全国中小企業団体中央会常務理事錦織璋君及び統一戦線促進労労働と余暇に関する件について参考人大阪大学教授・劇作家山崎正和君、全日本民間労働組合連	八日水曜日	平成元年二月八八

六月 十九日 月曜日	平成元年 五日 水曜日
産業・資源エネルギーに関する調査報告書を提出することを決定した。	本調査会の過去三年間の調査における論点等について意見の交換を行った。

(付) [参議院役員一覧

B	L Ž		負	į		召	集	日		会	期	中	選	任	
證	菱		長		土	屋	義	彦君							
ā	ill	議	長	ć	瀬	谷	英	行君				_			
	内			閣	大	城	眞	順君							
	地	方	行	政	向	Щ		人君							
عدد ا	法			務	塩	出	啓	典君							•
常	外	-		務	堀	江	正	夫君							
	大			蔵	梶	原		清君		-					
任	文			教	杉	Щ	令	肇君							
	社	会	労	働	前	島	英	三郎君							
=	農	林	水	産	福	田	宏	一君							
委	商			工	宮	澤		弘君					-		
	運			輸	多	田	省	吾君							
員	逓			信	糸	久	八	重子君							
	建			設	稲	村	稔	夫君							
E	予	· 		算	初	村	滝	一郎君		·					
長	決			算	安	永	英	雄君							
	議	院	運	営	嶋	崎.		均君							
	懲			罰	小笠	原	貞	子君							
	科	学	技	術	高	桑	栄	松君		<u></u> <u> </u>					
特	環			境	林		健	太郎君			_				
別	災	害	対	策	小	Л	仁	一君							
委	選		制	度	森	田	重	郎君							
員	沖	縄・	北	方_	守	住	有	信君							_
長	土	地	問	題	古	賀	雷	四郎君							
	<u>ب</u> لا	クルー	비 -	題	म	1. 2	2. 10	設置	中西-	一郎君	(平	1. 2. 1	10)		
調	外	交 •	安	保	加	藤	武	德君				-			
査会長	国	民	生	活	長	田	裕	二君					<u>-</u>		
長	産	業 •	資	源	松	前	達	郎君							
事	耳 才	务 卷	. 長	ξ	加腐	木	理	勝 君							

(会期終了日平1.6.22 現在)

Δ.	%	送昌粉	①平 1.	7.9任	期満了	②平 4.7.7任期満了			
会	派	議員数	比 例	選挙	計	比 例	選挙	計	
自 由 民	主 党	142(8)	19(4)	50	69(4)	22(2)	51(2)	73(4)	
日本社会党・記	獲憲共同	42(4)	9(1)	13(1)	22(2)	9(1)	11(1)	20(2)	
公明党・国	民会議	23(3)	8(2)	4	12(2)	7(1)	4	11(1)	
日 本 共	産 党	17(5)	5(2)	3	8(2)	5(1)	4(2)	9(3)	
民社党・国	民連合	12(1)	4	3(1)	7(1)	3	2	5	
新政クラブ・	税金党	4	1	1	2	2	0	2	
サラリーマン参議院	新党・ の 会	3	2	0	2	1	0	1	
二院クラブ・コ	革新共闘	3	1	1	2	1	0	1	
各派に属しな	い議員	5(1)	1(1)	1	2(1)	0	3	3	
欠	負	1	0	0	0	0	1	1	
合	計	252(22)	50(10)	76(2)	1 26 (12)	50(5)	76(5)	126(10)	

※ ()内は婦人議員数